

りそな・バリュー&グロース

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

投資信託説明書 (目論見書) 2008年9月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



リそな・バリュー&グロース

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

投資信託説明書(目論見書)訂正事項分

2009.03

- 1.「リそな・バリュー&グロース」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年9月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月 12日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の 訂正届出書を平成20年11月4日および平成21年3月11日に関東財務局に提出しております。
- 2.「りそな・バリュー&グロース」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



平成 21 年 3 月 11 日作成 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

リそな・バリュー&グロース

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

投資信託説明書(交付目論見書)訂正事項分

2009.03

- 1.「リそな・バリュー&グロース」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年9月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月12日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年11月4日および平成21年3月11日に関東財務局に提出しております。
- 2.この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
- 3.投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
- 4.「リそな・バリュー&グロース」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

. 投資信託説明書(交付目論見書)の訂正理由

平成21年3月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・バリュー&グロース」の投資信託説明書(交付目論見書)2008年9月(以下「原交付目論見書」といいます。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

. 訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

投資信託説明書(交付目論見書)の概要

投資信託説明書(交付目論見書)の主要内容を概要としてまとめております。 ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご 理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・バリュー&グロース

商品分類	追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)
運用の基本方針	中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。
ペンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則6月11日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
分配 方針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
お申込単位	収益分配金の受取り方法により、自動けいぞく投資コースと一般コースの2つのお申込コースがあります。取扱うお申込コースおよびその名称は販売会社によって異なる場合があります。 また各お申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。
お申込手数料率	販売会社が独自に定める料率とします。本書作成日現在、3.15%(税抜き3.00%) が上限となっております。
ご解約(換金)	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して5営業日目以降となります。
ご解約単位	ご解約単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
信託財産留保額	ご解約のお申込受付日の基準価額に対して0.30%を乗じて得た額とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.575%(税抜き1.500%) を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委託 会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社

第一部 証券情報 (原交付目論見書1ページ)

(1) ファンドの名称

りそな・バリュー&グロース(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記載内容に変更があります。なお、下線部____は訂正部分を示します。

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け :格付けは取得しておりません。

(訂正前)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権です(以下「受益権」といいます。)。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降 「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に 関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属 は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機 関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といい ます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載また は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない 事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に は無記名式や記名式の形態はありません。

(訂正後)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権です(以下「受益権」といいます。)。

ファンドの受益権は、<u>以下「社債、株式等の振替に関する法律」といいます。</u>)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

第二部 ファンド情報

- 第1 ファンドの状況
- 4 手数料等及び税金
- (5) 課税上の取扱い (原交付目論見書 18~20ページ)

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

記載内容に変更があります。なお、下線部____は訂正部分を示します。

個人の受益者に対する課税

<平成 20 年 12 月 31 日まで > (削除)

(以下略)

5 運用状況(原交付目論見書20~24ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

(平成21年1月末日現在)

		(1 1 1 1	·/ 3/11 F/01 F/
資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
株式		3,548,765,000	98.50
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		54,052,877	1.50
合計 (純資産総額)		3,602,817,877	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 投資資産 投資有価証券の主要銘柄

平成 21 年 1 月末日現在

							1-戊1工			
順位	国/ 立 種類		類	帳簿価額(円)		時価評価額(円)		投資 比率		
川只 1立	地域	作生大只	<u> </u>	未作	双里	単価	金額	単価	金額	(%)
1	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	140,100	1,873.07	262,417,107	1,414.00	198,101,400	5.50
2	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	26,100	7,980.00	208,278,000	6,150.00	160,515,000	4.46
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	43,100	8,220.97	354,323,951	3,650.00	157,315,000	4.37
4	日本	株式	信越化学工業	化学	34,300	6,690.00	229,467,000	4,260.00	146,118,000	4.06
5	日本	株式	セプン&アイ・ホールディングス	小売業	58,000	3,290.00	190,820,000	2,435.00	141,230,000	3.92
6	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	71,000	2,121.18	150,604,133	1,940.00	137,740,000	3.82
7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	217	677,369.36	146,989,151	570,000.00	123,690,000	3.43
8	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	19,860	8,056.11	159,994,344	5,390.00	107,045,400	2.97
9	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	199,400	813.02	162,116,205	510.00	101,694,000	2.82
10	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	48,600	3,614.03	175,641,858	2,070.00	100,602,000	2.79
11	日本	株式	任天堂	その他製品	3,400	56,500.00	192,100,000	28,300.00	96,220,000	2.67
12	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	31,700	4,872.53	154,459,201	2,925.00	92,722,500	2.57
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	402,500	539.27	217,056,175	227.00	91,367,500	2.54
14	日本	株式	三井不動産	不動産業	74,000	2,302.90	170,414,601	1,190.00	88,060,000	2.44
15	日本	株式	三井物産	卸売業	88,000	2,094.86	184,347,680	960.00	84,480,000	2.34
16	日本	株式	キヤノン	電気機器	34,000	4,446.02	151,164,900	2,475.00	84,150,000	2.34
17	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	317	464,693.03	147,307,691	261,000.00	82,737,000	2.30
18	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	35,100	2,449.19	85,966,913	2,285.00	80,203,500	2.23
19	日本	株式	日本電産	電気機器	18,000	7,220.80	129,974,406	4,350.00	78,300,000	2.17
20	日本	株式	昭和シェル石油	石油・石炭製品	88,900	838.11	74,508,522	854.00	75,920,600	2.11
21	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	261,000	602.45	157,239,450	269.00	70,209,000	1.95
22	日本	株式	ソニー	電気機器	38,700	4,109.44	159,035,536	1,780.00	68,886,000	1.91
23	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	28,200	2,784.97	78,536,431	2,435.00	68,667,000	1.91
24	日本	株式	ファナック	電気機器	11,600	11,400.00	132,240,000	5,460.00	63,336,000	1.76
25	日本	株式	第一三共	医薬品	30,100	3,034.59	91,341,159	2,040.00	61,404,000	1.70
26	日本	株式	テルモ	精密機器	18,400	5,310.00	97,704,000	3,090.00	56,856,000	1.58
27	日本	株式	東芝	電気機器	176,000	911.00	160,336,000	318.00	55,968,000	1.55
28	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	72,600	740.59	53,767,465	691.00	50,166,600	1.39
29	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	4,300	9,069.71	38,999,753	11,540.00	49,622,000	1.38
30	日本	株式	アルバック	電気機器	29,100	4,137.87	120,412,017	1,513.00	44,028,300	1.22

^{*}上位30銘柄

^{*}投資比率はファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額の比率をいいます。

種類別投資比率

平成 21 年 1 月末日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	14.95
	小売業	11.25
	銀行業	10.69
	情報・通信業	8.93
	医薬品	7.73
	輸送用機器	6.32
	化学	4.94
	陸運業	4.46
	鉄鋼	4.17
	卸売業	3.29
	その他製品	2.67
	不動産業	2.44
	食料品	2.30
	石油・石炭製品	2.11
	電気・ガス業	2.01
	保険業	1.91
	精密機器	1.58
	非鉄金属	1.39
	海運業	1.20
	その他金融業	1.11
	ゴム製品	1.09
	建設業	1.05
	機械	0.91
合計 * 投资比率 J	・は ファンドの姉咨産公額にな	98.50

^{*}投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はございません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額(百万円)		純資産総額(百万円) 基準価額		頁(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期末(平成13年6月11日)	16,683	16,683	8,482	8,482	
第2期末(平成14年6月11日)	15,017	15,017	7,303	7,303	
第3期末(平成15年6月11日)	12,074	12,074	6,054	6,054	
第4期末(平成16年6月11日)	13,667	13,667	8,836	8,836	
第5期末(平成17年6月13日)	13,331	13,331	8,742	8,742	
第6期末(平成18年6月12日)	10,044	11,137	11,027	12,227	
第7期末(平成19年6月11日)	9,329	10,675	11,089	12,689	
第8期末(平成20年6月11日)	7,507	7,507	9,044	9,044	
第9期中間計算期間末(平成20年12月11日)	3,866	3,866	4,844	4,844	
平成20年1月末日	7,342	-	8,637	-	
2月末日	7,171	-	8,446	-	
3月末日	6,486	-	7,703	-	
4月末日	7,405	-	8,856	-	
5月末日	7,640	-	9,170	-	
6月末日	6,985	-	8,466	-	
7月末日	6,820	-	8,314	-	
8月末日	6,478	-	7,939	-	
9月末日	5,347	-	6,631	-	
10月末日	4,027	-	5,032	-	
11月末日	3,804	-	4,761	-	
12月末日	3,943	-	4,944	-	
平成21年1月末日	3,602	-	4,525	-	

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間(平成12年6月16日~平成13年6月11日)	0
第2期計算期間(平成13年6月12日~平成14年6月11日)	0
第3期計算期間(平成14年6月12日~平成15年6月11日)	0
第4期計算期間(平成15年6月12日~平成16年6月11日)	0
第5期計算期間(平成16年6月12日~平成17年6月13日)	0
第6期計算期間(平成17年6月14日~平成18年6月12日)	1,200
第7期計算期間(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	1,600
第8期計算期間(平成19年6月12日~平成20年6月11日)	0

収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間(平成12年6月16日~平成13年6月11日)	15.2
第2期計算期間(平成13年6月12日~平成14年6月11日)	13.9
第3期計算期間(平成14年6月12日~平成15年6月11日)	17.1
第4期計算期間(平成15年6月12日~平成16年6月11日)	46.0
第5期計算期間(平成16年6月12日~平成17年6月13日)	1.1
第6期計算期間(平成17年6月14日~平成18年6月12日)	39.9
第7期計算期間(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	15.1
第8期計算期間(平成19年6月12日~平成20年6月11日)	18.4
第9期中間計算期間(平成20年6月12日~平成20年12月11日)	46.4

- (注)収益率の算出方法:計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗 じた数値です。
- 6 手続等の概要(原交付目論見書24~26ページ)

「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 6手続等の概要」の記載内容が下線部のとおり更新 訂正されます。更新訂正される内容のみ記載しております。

申込(販売)手続等

- 1) 略
- 2) 略
- 3)ファンドのお申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび名称または最低申込口数・単位等が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。)へお問い合わせください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

(以下略)

換金(解約)手続等

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 受益者は、一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)により、いつでも換金することができます。受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。
 - なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社(販売会社については、前述のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(以下略)

第2 財務ハイライト情報(原交付目論見書29~32ページ)

原交付目論見書「第二部 ファンド情報 第2 ハイライト情報」に以下の全文が追加されます。 追加される内容のみ記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第8期中間計算期間(平成19年6月12日から平成19年12月11日まで)については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第9期中間計算期間(平成20年6月12日から平成20年12月11日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第8期中間計算期間(平成19年6月12日から平成19年12月11日まで)については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9期中間計算期間(平成20年6月12日から平成20年12月11日まで)については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(平成19年6月 12日から平成19年12月11日まで)及び第9期中間計算期間(平成20年6月12日から平成20年12月11日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該中間財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

りそな・バリュー&グロース

(1)中間貸借対照表

(単位:円)

		ΛΛ « HΩ → DD → I ΛΛ HΩ DD →	(千四・13/
	期別		第9期中間計算期間末
		(平成19年12月11日現在)	(平成20年12月11日現在)
科目		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		203,669,042	139,582,187
株式		8,540,780,800	3,774,090,100
未収入金		-	184,038,828
未収配当金		1,688,000	1,656,000
未収利息		2,231	764
流動資産合計		8,746,140,073	4,099,367,879
資産合計		8,746,140,073	4,099,367,879
負債の部			
流動負債			
未払金		-	185,905,273
未払解約金		15,294,164	3,055,092
未払受託者報酬		4,789,954	2,942,393
未払委託者報酬		67,059,281	41,193,400
その他未払費用		239,437	147,058
流動負債合計		87,382,836	233,243,216
負債合計		87,382,836	233,243,216
純資産の部			
元本等			
元本		8,603,503,916	7,981,131,029
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金())	55,253,321	4,115,006,366
(分配準備積立金)		299,875,838	275,408,096
元本等合計	-	8,658,757,237	3,866,124,663
純資産合計		8,658,757,237	3,866,124,663
負債純資産合計		8,746,140,073	4,099,367,879

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

		<u>(</u>
期別	第8期中間計算期間 自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月11日	第9期中間計算期間 自 平成20年 6月12日 至 平成20年12月11日
科目	金額	金 額
営業収益		
受取配当金	57,385,683	44,073,582
受取利息	418,393	107,774
有価証券売買等損益	878,155,896	3,407,306,426
派生商品取引等損益	3,184,500	-
その他収益	-	2
営業収益合計	817,167,320	3,363,125,068
営業費用		
受託者報酬	4,789,954	2,942,393
委託者報酬	67,059,281	41,193,400
その他費用	239,437	147,058
営業費用合計	72,088,672	44,282,851
営業損失()	889,255,992	3,407,407,919
経常損失()	889,255,992	3,407,407,919
中間純損失 ()	889,255,992	3,407,407,919
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	25,934,702	59,982,419
期首剰余金又は期首欠損金()	916,183,223	793,318,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,916,761	33,537,384
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	33,537,384
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,916,761	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	120,525,373	7,799,528
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	120,525,373	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,799,528
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	55,253,321	4,115,006,366

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計万針に係る事項に	対する/エル /	
期別	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
	自 平成19年 6月12日	自 平成20年 6月12日
項目	至 平成19年12月11日	至 平成20年12月11日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式 の配当金は、原則と確定して の配当落ち日において、確定して を額又は予想配当金額を計上し、 で成19年6月30日以に がは、で成19年7月1日との に計したのを除くの に計れたしているを は、ついては のものにしていない場合 では、のいてい場合 では、のいてい場合 では、のいていまで が、では、のいていまで が、でがでいるものにないは ののの%を計上し では、のいては が、では、のいては が、では、のいては が、では、のいては が、では、のいでは が、では、のいて が、では、のいて が、では、のいて が、では、のいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいな が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいな が、でいな が、でいる は、でいて が、でいで、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、でいて が、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式 の配当落ち日において、確定配当 金額又は予想配当金額を計上して おります。
	■ 取引等 損益の計上基準 割定日基準で計上しております。	同左
3.会計方針の変更	受取配当金は、従来、原則と留当をは、従来、そのの金は、だないでは、そのではいるものにいないにないないは、大が金額の90%を計上しての金額のののの金額では、「する会は、「ない。」とのでは、「ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、」のでは、「ないのでは、」は、「ないのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、これでは、いいのでは	
4.その他	当ファンドの計算期間は平成19 年6月12日から平成20年6月11日ま でとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成 19年6月12日から平成19年12月11 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成20年6月12日から平成21年6月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成20年6月12日から平成20年12月11日までとなっております。



平成 21 年 3 月 11 日作成 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

リそな・バリュー&グロース

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

投資信託説明書(請求目論見書)訂正事項分

2009.03

- 1.「りそな・バリュー&グロース」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年9月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月12日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年11月4日および平成21年3月11日に関東財務局に提出しております。
- 2.この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
- 3.「りそな・バリュー&グロース」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

. 投資信託説明書 (請求目論見書)の訂正理由

平成21年3月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・バリュー&グロース」の投資信託説明書(請求目論見書)2008年9月(以下「原請求目論見書」といいます。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

. 訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第2 手続等(原請求目論見書1~3ページ)

「第2手続等」の記載内容が下線部のとおり更新訂正されます。更新訂正される内容のみ記載しております。

1 申込(販売)手続等

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースの名称および最低申込口数・単位等が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

(以下略)

- 2 換金(解約)手続等
- (1) <u>換金の請求を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求(以下、「解約請</u>求」といいます。)を行うことで換金ができます。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは委託会社の指定する販売会社で、午後3時(わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時)まで受け付けます。なお、午後3時(わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時)を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

(以下略)

第4 ファンドの経理状況(原請求目論見書11~20ページ)

原請求目論見書「第4部 ファンド情報 1 財務諸表」に以下の全文が追加されます。追加される内容のみ記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第8期中間計算期間(平成19年6月12日から平成19年12月11日まで)については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しており、第9期中間計算期間(平成20年6月12日から平成20年12月11日まで)については内閣府令第50号附則第4条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の中間財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、第8期中間計算期間(平成19年6月12日から平成19年12月11日まで)については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9期中間計算期間(平成20年6月12日から平成20年12月11日まで)については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(平成19年6月 12日から平成19年12月11日まで)及び第9期中間計算期間(平成20年6月12日から平成20年12月11日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年2月8日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社取締役会 御中

新日本監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・バリュー&グロースの平成19年6月12日から平成19年12月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・バリュー&グロースの平成19年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成19年6月12日から平成19年12月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成21年2月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計分

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・バリュー&グロースの平成20年6月12日から平成20年12月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して 投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを 求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を 適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明 のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・バリュー&グロースの平成20年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成20年6月12日から平成20年12月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務状況

りそな・バリュー&グロース

(1)中間貸借対照表

(単位:円)

期 別 第8期中間計算期間末 (平成19年12月11日現在) 第9期中間計算期間 (平成20年12月11日現在) 科 目 金額 金額 資産の部 203,669,042 139,582, 株式 8,540,780,800 3,774,090, 未収入金 - 184,038, 未収配当金 1,688,000 1,656, 未収利息 2,231 流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367, 資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	見在) 187 100 828
科目 金額 金額 資産の部 203,669,042 139,582, ホ式 8,540,780,800 3,774,090, 未収入金 - 184,038, 未収配当金 1,688,000 1,656, 未収利息 2,231 流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	187 100 828 000
資産の部流動資産コール・ローン203,669,042139,582,株式8,540,780,8003,774,090,未収入金-184,038,未収配当金1,688,0001,656,未収利息2,231流動資産合計8,746,140,0734,099,367,	100 828 000
流動資産 203,669,042 139,582, 株式 8,540,780,800 3,774,090, 未収入金 - 184,038, 未収配当金 1,688,000 1,656, 未収利息 2,231 流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	100 828 000
コール・ローン203,669,042139,582,株式8,540,780,8003,774,090,未収入金-184,038,未収配当金1,688,0001,656,未収利息2,231流動資産合計8,746,140,0734,099,367,	100 828 000
株式 8,540,780,800 3,774,090, 未収入金 - 184,038, 未収配当金 1,688,000 1,656, 未収利息 2,231 流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	100 828 000
未収入金 - 184,038, 未収配当金 1,688,000 1,656, 未収利息 2,231 流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	828 000
未収配当金 1,688,000 1,656, 未収利息 2,231 流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	000
未収利息 2,231 流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	
流動資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	764
資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	879
<u>,</u>	879
負債の部	
流動負債	
未払金 - 185,905,	273
未払解約金 15,294,164 3,055,	092
未払受託者報酬 4,789,954 2,942,	393
未払委託者報酬 67,059,281 41,193,	400
その他未払費用 239,437 147,	058
流動負債合計 87,382,836 233,243,	216
負債合計 87,382,836 233,243,	216
純資産の部	
元本等	
元本 8,603,503,916 7,981,131,	029
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金() 55,253,321 4,115,006,	366
(分配準備積立金) 299,875,838 275,408,	096
元本等合計 8,658,757,237 3,866,124,	663
純資産合計 8,658,757,237 3,866,124,	
負債純資産合計 8,746,140,073 4,099,367,	663

(2)中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期。別		-
24 0 1/	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
	自 平成19年 6月12日	自 平成20年 6月12日
	至 平成19年12月11日	至 平成20年12月11日
科目	金 額	金 額
営業収益		
受取配当金	57,385,683	44,073,582
受取利息	418,393	107,774
有価証券売買等損益	878,155,896	3,407,306,426
派生商品取引等損益	3,184,500	-
その他収益	-	2
営業収益合計	817,167,320	3,363,125,068
営業費用		
受託者報酬	4,789,954	2,942,393
委託者報酬	67,059,281	41,193,400
その他費用	239,437	147,058
営業費用合計	72,088,672	44,282,851
営業損失()	889,255,992	3,407,407,919
経常損失()	889,255,992	3,407,407,919
中間純損失()	889,255,992	3,407,407,919
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	25,934,702	59,982,419
期首剰余金又は期首欠損金()	916,183,223	793,318,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,916,761	33,537,384
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	33,537,384
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,916,761	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	120,525,373	7,799,528
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	120,525,373	<u>-</u>
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,799,528
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	55,253,321	4,115,006,366

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(重要な会計方針に係る事項)		66 - HE 1 00 + 1 66 11
期別	第8期中間計算期間	第9期中間計算期間
項目	自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月11日	自 平成20年 6月12日 至 平成20年12月11日
1. 運用資産の評価基準及び	株式	同左
評価方法	原則として時価で評価しております。	
	時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。	
2.費用・収益の計上基準	 (1)受取配当金の計上基準	(1)受取配当金の計上基準
	受取配当金は、原則として株式 の配当落ち日において、確定配当 金額又は予想配当金額を計上して おります。	受取配当金は、原則として株式 の配当落ち日において、確定配当 金額又は予想配当金額を計上して おります。
	ただし、平成19年6月30日以前に計上(平成19年7月1日以降に更新されたものを除く)した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金	
	額、未だ確定していない場合は予 想配当金額の90%を計上し、残額 については入金時に計上しており ます。	
	(2)有価証券売買等損益、派生商品取引等	(2)有価証券売買等損益の計上基準
	損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	同左
3.会計方針の変更	受取配当金は、従来、原則として配当落ち日において、その金額	
	が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、	
	残額については入金時に計上して おりましたが、「投資信託に関す る会計規則に関する細則等」の改	
	正により、平成19年7月1日以降計 上する受取配当金については、原	
	則として配当落ち日において、予 想配当金額の全額を計上する方法 に変更しました。この変更による	
	損益の影響額は軽微であります。	
4.その他	当ファンドの計算期間は平成19 年6月12日から平成20年6月11日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成20年6 月12日から平成21年6月11日までと なっております。
	なお、当該中間計算期間は平成 19年6月12日から平成19年12月11 日までとなっております。	なお、当該中間計算期間は平成 20年6月12日から平成20年12月11日 までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第8期中間計算期間末		第9期中間計算期間末	
(平成19年12月11日現在)		(平成20年12月11日現在)	
1.中間計算期間の末日における受益権の総数		1.中間計算期間の末日における受	益権の総数
8,603,	,503,916□		7,981,131,029□
		2.投資信託財産計算規則第55条の	6第1項第10号に規定す
		る額	
		元本の欠損	4,115,006,366円
2.中間計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額	3.中間計算期間の末日における1単	位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額	1.0064円	1口当たり純資産額	0.4844円
(10,000口当たり純資産額	10,064円)	(10,000口当たり純資産額	4,844円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	(1)問題及び初か並前弁首に関する注記)		
第8期中間計算期間		第9期中間計算期間	
	自 平成19年 6月12日	自 平成20年 6月12日	
	至 平成19年12月11日	至 平成20年12月11日	
	 該当事項はありません。	該当事項はありません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第8期中間計算期間(自 平成19年6月12日 至 平成19年12月11日) 該当事項はありません。

第9期中間計算期間(自 平成20年 6月12日 至 平成20年12月11日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第8期中間計算期間		第9期中間計算期間	
自 平成19年 6,	月12日	自	平成20年 6月12日
至 平成19年12	月11日	至	平成20年12月11日
期首元本額	8,413,422,098円	期首元本額	8,301,143,032円
期中追加設定元本額	1,320,029,433円	期中追加設定元本額	23,582,474円
期中一部解約元本額 1,129,947,615円		期中一部解約元本額	343,594,477円

2.売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等 第8期中間計算期間(自 平成19年 6月12日 至 平成19年12月11日) 該当事項はありません。

第9期中間計算期間(自 平成20年 6月12日 至 平成20年12月11日) 該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第8期中間計算期間(自 平成19年6月12日 至 平成19年12月11日) 該当事項はありません。

第9期中間計算期間(自 平成20年 6月12日 至 平成20年12月11日) 該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成21年1月末日)

	(1 /-%= : 1 :/ 3 // 14 /
資産総額	3,823,296,120 円
負債総額	220,478,243 円
純資産総額(-)	3,602,817,877 円
発行済数量	7,962,784,691 口
1万口当たり純資産額(/)	4,525 円

第5 設定及び解約の実績(原請求目論見書20ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成12年6月16日~平成13年6月11日)	25,426,967,402	5,758,313,635
第2期計算期間(平成13年6月12日~平成14年6月11日)	4,425,286,674	3,531,438,684
第3期計算期間(平成14年6月12日~平成15年6月11日)	1,359,097,007	1,975,903,118
第4期計算期間(平成15年6月12日~平成16年6月11日)	4,321,567,412	8,799,703,430
第5期計算期間(平成16年6月12日~平成17年6月13日)	3,354,674,964	3,571,258,542
第6期計算期間(平成17年6月14日~平成18年6月12日)	5,031,091,845	11,173,264,977
第7期計算期間(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	2,453,895,358	3,149,276,178
第8期計算期間(平成19年6月12日~平成20年6月11日)	1,421,181,249	1,533,460,315
第9期中間計算期間(平成20年6月12日~平成20年12月11日)	23,582,474	343,594,477

⁽注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の販売数量を含みます。



りそな・バリュー&グロース

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

投資信託説明書 (交付目論見書) 2008年9月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

- 1. 「りそな・バリュー&グロース」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年9月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月12日にその届出の効力が生じております。
- 2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
- 3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
- 4. 「りそな・バリュー&グロース」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「りそな・バリュー&グロース」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい 重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に株式等を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

<u>したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、信</u> 託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆申込手数料

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。本書作成日現在、この申込手数料の上限は、3.15%(税抜き3.00%)となっております。

- ※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。
- ◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

ご解約のお申込受付日の基準価額に対して 0.30%を乗じて得た額とします。

<間接的にご負担いただく費用>

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.575%(税抜き 年 1.500%)の率を乗じて得た額とします。

- ◆その他の費用
 - -監査報酬
 - 有価証券売買時の売買委託手数料
 - ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数 料等及び税金」をご覧ください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日 平成20年 9月 11日

発 行 者 名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 出川昌人

本 店 の 所 在 の 場 所 東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称

りそな・バリュー&グロース

募集内国投資信託受益証券 の金額

募集総額 上限 2,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません

目次

投資信言	モ説明書(交付目論見書)の概要	 巻頭
第一部	証券情報	 1
第二部	ファンド情報	 5
第 1	ファンドの状況	 5
1	ファンドの性格	 5
2	投資方針	 7
3	投資リスク	 15
4	手数料等及び税金	 17
5	運用状況	 20
6	手続等の概要	 24
7	管理及び運営の概要	 26
第 2	財務ハイライト情報	 29
第 3	内国投資信託受益証券事務の概要	 33
第 4	ファンドの詳細情報の項目	 34
約款		 巻末

投資信託説明書(交付目論見書)の概要

投資信託説明書(交付目論見書)の主要内容を概要としてまとめております。 ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分 ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・バリュー&グロース

商品分類	追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)
運用の基本方針	中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則6月11日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
お申込単位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 一般コース : 1万口以上1万口単位 ※確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。
お申込手数料率	販売会社が独自に定める料率とします。本書作成日現在、3.15%(税抜き 3.00%)が上限となっております。
ご解約(換金)	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して5営業日目以降となり ます。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
信託財産留保額	ご解約のお申込受付日の基準価額に対して 0.30%を乗じて得た額とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率 1.575% (税抜き 1.500%) *を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社



ファンドの取得申込みからご解約(ご換金)いただくまでにかかる費用および課税について

(課税については、個人の受益者に対する課税について記載をしています)

	項目	費用・税金			備考
お申込時	申込手数料	取得のお申込受付日の 基準価額に販売会社が 定める手数料率を乗じ て得た額	申込手数料率: 3.15%(税抜き3.00%) を上限として販売会さ す。		
	項目		費用•税金		
	適用 時期	~平成 20 年 12 月 31 日	平成 21 年 1 月 1 平成 22 年 12 月		平成 23 年 1 月 1 日 ~
収益 分配時	税金	所得税 7% 地方税 3% (普通分配金に対して)	その年の配当金・普 通分配金等 ⁽¹⁾ の合計 額が 100 万円 ⁽²⁾ 以下 の部分の金額 その年の配当金・普 通分配金等 ⁽¹⁾ の合計 額が 100 万円 ⁽²⁾ を超 える部分の金額	所得税 7% 地方税 3% 所得税 15% 地方税 5%	所得税 15% 地方税 5%
ご解約時 償還時 ※	税金	所得税 7% 地方税 3% (個別元本超過額 に対して)	その年の譲渡所得等 ③の金額が 500 万円 以下の部分の金額 その年の譲渡所得等 ③の金額が 500 万円 を超える部分の金額	所 7% 地 3% 所 67% 所 67% 所 75% 形 75%	所得税 15% 地方税 5%

- (1)配当金・普通分配金等…上場株式 (上場投資信託、上場不動産投資信託を含む。)の配当金および公募株式投資信託の普通分配金等
- (2)同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。
- (3)譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益をいいます。
- ※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの収益分配金は、配当控除の適用があります。

ファンドの情報開示について

基準 価額

- ①基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。販売会社または委託会社に お問合わせいただくことによって知ることができます。
- ②算出された翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。 (オープン基準価格欄 [SGアセット] にて「V&G」の略称で掲載されます。)
 - ※基準価額は1万口当たりで表示されます。
- ③委託会社のホームページに毎日掲載します。

レポート等

ファンドに関する情報等の開示を各種レポートにて行う場合があります。これらのレポート等は委託会社のホームページで閲覧することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年6月の決算後およびファンドの運用の終了時(償還時)に、 期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載し た運用報告書を作成します。販売会社はあらかじめ申し出を受けた受益者の住 所に運用報告書を送付します。

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

りそな・バリュー&グロース(愛称:V&G)用語集

本目論見書中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごとおよび償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託 財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純 資 産 総 額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収 利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保金	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信 託 報 酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、 特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・バリュー&グロース(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け :格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社 を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権です(以下「受益権」とい います。)。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

2,000億円を上限とします。

(4) 発行(売出) 価格

① 発行価格

取得申込受付日の基準価額※とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、ファンドの信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。)。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(後述の「(12) **その他** ⑤ その他」をご参照下さい。)または販売会社(後述の「(12) **その他** ⑤ その他」をご参照下さい。)にお問い合わせ下さい。

また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]欄にて「V&G」の略称で掲載されます。)。

(5) 申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額 とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、その申込手数料率の上 限は3.15%(税抜き3.00%)となっております。

- ・「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。
- ・確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、無手数料となります。

詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(6) 申込単位

- ①自動けいぞく投資コース (販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお 問い合わせください。)
 - 1万円以上1円単位です。
 - ・取得申込代金(発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料相当額を加えた額。以下 同じ。)において1万円以上1円単位での金額指定でお申込みいただけます。
 - ・取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

販売会社により、「投資信託定時定額購入プラン(販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。)」を取り扱う場合があります。ご利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申し込みのうえ、定時定額購入サービス等に関する取り決めを行う必要があります。

詳しくは、販売会社(販売会社については、後述の「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせたにご照会ください。) にお問い合わせください。

- ・「定期引出」(販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。)を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。
- ・確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。
- ・確定拠出年金制度のご利用の場合は、「定期引出」の選択はできません。
- ②一般コース (販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。)

1万口以上1万口単位です。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社(販売会社については、後述の「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ 先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成20年9月12日から平成21年9月11日までとします※。

※申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販

売会社(販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。) にお問い合わせください。

※販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額*を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせ下さい。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問い合わせください。)までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行しており、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせ下さい。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は、下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ①取得申込みの方法等
 - 1)ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。 ※なお、確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、確定拠出年金制度に関する手続きが必要となります。
 - 2)分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。 ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
 - ◇「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコース のことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

また、販売会社により、「投資信託定時定額購入プラン」を取り扱う場合があります。ご利

用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申し込みのうえ、定時定額購入サービス等に関する取り決めを行う必要があります。

ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われた ときに分配金を受け取る「定期引出」**を選択することもできます。

※確定拠出年金制度のご利用による場合は、「定期引出」の選択はできません。

- ◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。
- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより 定まります。したがって、保護預りの形態はございません。
- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 4) 原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場(本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)が半休日の場合は午前11時)までに取得申込みが行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

②取得申込受付の中止

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

③日本以外の地域における発行 該当事項はありません。

④振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- ◆ 投資信託振替制度とは、
 - ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への 記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時までが国の全融商品支援の光休日の場合は午前9時から正午まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
- (1) ファンドの目的及び基本的性格
 - ①ファンドの目的

わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託・国内株式型(一般型)※に属します。

- ※「国内株式型 (一般型)」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上株式組入限度 70% 以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」とされるファンドをいいます。
- ③信託の目的、金額および追加信託の限度額
 - 1) 委託会社は、金 5, 457, 469, 741 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託会社はこれを引き受けます。
 - 2)委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、 追加信託を行ったときは受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。
 - 3) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、前記 2) の限度額を変更することができます。
- ④ファンドの特色
 - 1) わが国の株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から銘柄を選定します。
 - 2) 定量的スクリーニングに加え、経営力、技術力、ビジネスモデル、市場シェア等様々な観点から定性的な分析を行い、組入銘柄を厳選します。
 - 3) バリュー銘柄、グロース銘柄の投資配分を変化させることにより、幅広い投資機会を捉えることを目指します。

(参考)

「バリュー(割安)株投資」は

収益力、財務内容等からみて、現在 の株価が割安と判断される銘柄を中 心に選定します。

「グロース (成長) 株投資」は

開発力、競争力、経営力等を有し、 成長性が高いと判断される銘柄を中 心に選定します。

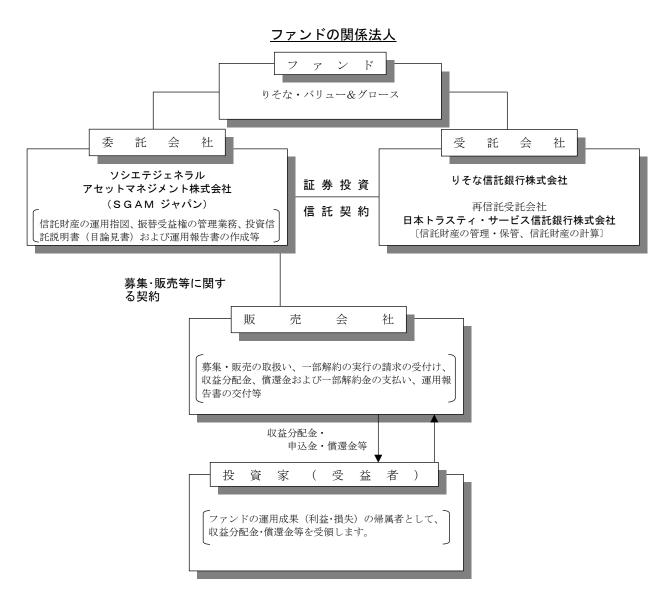
(2) ファンドの仕組み

①ファンドの仕組みは以下の通りです。



②ファンドの関係法人および関係業務

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



≪各契約の概要≫

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実 行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関 する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還に いたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

③委託会社の概況

_									
名	称	等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社(金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第 350 号)						
資:	本の	額	12億円						
会	社	の	昭和 46 年 11 月 22 日	山一投資カウ	ンセリング株式会社	上設立			
沿		革	昭和 55 年 1 月 4 日	山一投資カウ	ンセリング株式会社	土から山一投資福	間株式会	社へ社名変更	
			平成 10 年 1 月 28 日	ソシエテ ジ:	ェネラル投資顧問株	式会社(現SG	AM/-	スパシフィック(ホ	株)) が主要株主
				となる					
			平成 10 年 4 月 1 日	山一投資顧問	株式会社からエスミ	ジー山一アセット	マネジメ	ント株式会社へ社	名変更
			平成 10 年 11 月 30 日	証券投資信託	委託会社の免許取得	‡			
			平成 16 年 8 月 1 日	平成 16 年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント					
			株式会社へ社名変更						
			平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う						
大	株	主	名 称		住	所	所	有株式数	比率
の	状	況	SGAMノースパシフィ	ック(株)	東京都中央区日本村	喬兜町5番1号	6	2, 400, 000 株	100%

(本書作成日現在)

2 投資方針

(1) 投資方針

①運用方針

中長期的な信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

②投資態度

- 1)国内株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から組入銘柄を選定し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目標にアクティブ運用を行います。
- 2)国内上場銘柄および店頭登録銘柄を対象に、成長性・割安度・健全性などの定量的スクリーニングなどにより、投資候補銘柄群を絞ります。
- 3) バリュー銘柄については、企業価値に比べて株価の割安度が強いと判断される銘柄を中心に選定します。また、グロース銘柄の選定については、企業の成長性に特に着目し、利益等の成長性が高いと予測される銘柄を中心に選定します。
- 4)企業訪問などによる調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチに加え経営力、技術力、ブランド力、ビジネスモデル、市場シェア、テーマ性などの観点から企業を評価し組入銘柄を厳選します。
- 5) 市況性格や景気動向の変化に応じて「バリュー銘柄」、「グロース銘柄」の投資配分を変化させ

ることにより、幅広い投資機会を捉えることを目指します。

- 6)株式の実質組入比率は、高位を基本とします。
- 7) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(2) 投資対象

①主な投資対象

わが国の金融商品取引所(この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)上場株式および店頭登録株式(これらに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 証券投資信託または外国投資信託証券の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもの

をいい、有価証券にかかるものに限ります。)

- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行 信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により 運用することを指図できます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④前記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③の 1.から 6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、 通貨の先物取引、通貨の選択権取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国 の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の 先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引(以 下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 運用体制

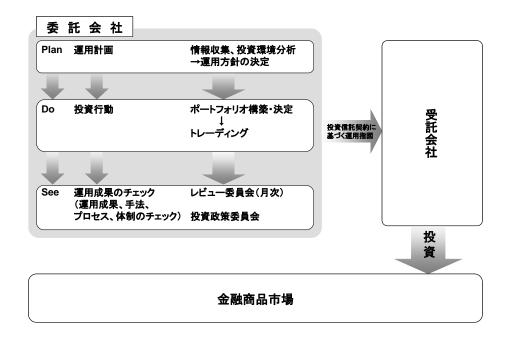
①投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・運用本部各運用部、投資調査部(17名程度)

投資行動・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー (2 名程度)

運用成果のチェック・・レビュー委員会(7名以上)、投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

証券投資信託の運用に関する規則

内部管理体制に関する規程

服務規程 (ファンド・マネージャー用)

クレジット委員会運用規定

証券先物取引に関する社内基準

各種業務マニュアル

コンプライアンス・マニュアル

リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

※上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

①収益の分配

毎決算時(毎年6月11日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。) に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益**1および売買益**2(評価益を含みます。)等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した収益については、運用の基本方針に基づき元本部分 と同一の運用を行います。

- ※1 配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額)は、諸経費(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額。以下同じ。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- ※2 売買益(売買損益に評価損益を加減した利益金額)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
 - * 毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。
- (注)ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

- ① 信託約款に基づく投資制限
 - (イ) 株式への投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

(ハ) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(二) 投資する株式等の範囲

- 1)委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記 1) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託 会社が投資することを指図できるものとします。

(ホ) 同一銘柄の株式等への投資制限

- 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(へ) 信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 前記 1) の信用取引の指図は、売付における建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記 2)の売付における建玉の時価総額が信託財産の 純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す る売付の一部を決済するための指図を行うこととします。

(ト) 先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 2)委託会社は、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を行うことを指図できます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国 の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

(チ) スワップ取引の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間

を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。
- (リ) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことを指図できます。
 - 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額を用います。
 - 4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ヌ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在 し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第 1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社 債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる 投資の指図を行いません。

(ル) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記 1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

(ヲ) 公社債の空売りの指図範囲

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において、信託財産に属さない公社債の売付を指図できます。なお、売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことを指図できます。

- 2) 売付の指図を行う公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記 2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当 する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(ワ) 公社債の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図できます。なお、公社債の借入れを行うにあたり必要と認めたときは、担保の提供の指図を行います。
- 2)借入れの指図を行う公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記 2)の借入れた公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する 借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4)借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

(カ) 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(ヨ) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- (タ) 外国為替予約取引の指図および範囲
 - 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - 2)予約取引の指図は、信託財産における為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額に つき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産 に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行う予約取引の指図については、 この限りではありません。
 - 3) 前記 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を指図します。

(レ) 資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う 支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含み ます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をする ことができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5

営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投資信託法」という。)、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指 図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会におい て議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式につい ての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に ついての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えるこ ととなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場 その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらか じめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資 産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプショ ンを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、 または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3 投資リスク

(1)ファンドのリスク

ファンドは、株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。した がって、ファンドへの投資には、株式市場などの価格変動に伴うリスクがあります。

ファンドは、金融機関の預金と異なり元本および収益の確保が保証されている商品ではありません。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。信託財産に生じた利益および 損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金による保護の対象となりません。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではな く、記載以外のリスクも存在します。

①主なリスク

1)価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響をうけ、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した

場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。

3)信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し(ゼロになる場合もあります。)、ファンドの基準価額に大きな影響をおよぼす場合があります。

4)流動性リスク

短期間での大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

5) 為替変動リスク

当ファンドが外貨建資産を保有する場合、投資先通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生じることがあります。

②その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

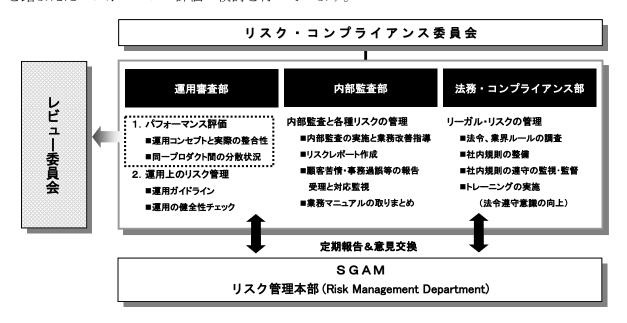
ファンドは、受益権の残存口数が20億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)解約の中止

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。



*上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、その申込手数料率の上限は3.15%(税抜き3.00%)となっております。

- ・「自動けいぞく投資コース」の収益分配金再投資の際は、無手数料となります。
- ・確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、無手数料となります。

申込手数料率等、詳細については、販売会社(販売会社については、下記お問い合わせ先にご 照会ください。)にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

(2) 換金 (解約) 手数料

換金手数料はございません。

ただし、換金時に、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額**(当該基準価額に対して 0.30%の率を乗じて得た額。)が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、信託財産に留保される金額をいいます。

(3) 信託報酬等

- ①信託報酬等の額
 - 1)委託会社(販売会社が受取る報酬を含みます。)および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.575%(税抜き 1.500%)を乗じて得た額とします。(配分は下記の通りとなります。)

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.735%	年率 0.735%	年率 0.105%
(税抜き 0.70%)	(税抜き 0.70%)	(税抜き 0.10%)

- 2)信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。
- 3)信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

- ①信託事務等の諸費用
 - 1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払われます。
 - 2)信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産 総額に一定率を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託 終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払わ れます。

②その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等 に要する費用、および外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。この他に、 これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

<平成 20 年 12 月 31 日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時 および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による 源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

<平成21年1月1日から平成22年12月31日まで>

○収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成

22年12月31日までは10% (所得税7%および地方税3%)、平成23年1月1日からは20% (所得税15%および地方税5%)となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までは1年間に受け取る上場株式等(上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。)の配当所得(1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。)の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)、100万円を超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)となります。

○解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)にかかる税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となり、確定申告が必要となります。

<平成23年1月1日以降>

金額にかかわらず 20% (所得税 15%および地方税 5%) の税率が適用されます。 なお、ファンドは、配当控除が適用されます。

※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時 および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税)、平成21 年4月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源 泉徴収はありません。)。

ファンドは、益金不算入制度が適用されます。

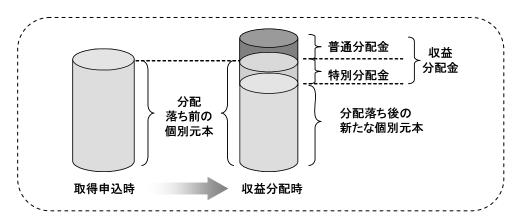
※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ③個別元本について
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は 含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については、振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合に ついては販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数 支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資 コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合が あります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金*を 控除した額が、その後の個別元本となります。
 - ※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。
- ④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる

「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



- ※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。
- ⑤確定拠出年金制度に関する課税について

確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金制度に関する税制が適用されます。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に 関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成20年7月末日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率(%)
株式	日本	6, 792, 553, 000	99. 60
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	27, 587, 063	0.40
合計 (純資産総額)	_	6, 820, 140, 063	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成20年7月末日現在

					数量	帳簿	金額	時価評	価額	投資
順位	地域	種類	銘柄名	業種		単価	金額	単価	金額	比率
					(株)	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシ ャルグループ	銀行業	379	890, 000. 00	337, 310, 000	848, 000. 00	321, 392, 000	4. 71
2	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	155, 700	1, 899. 45	295, 744, 513	1, 988. 00	309, 531, 600	4. 54
3	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	452, 000	649. 00	293, 348, 000	620. 00	280, 240, 000	4. 11
4	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	327	798, 000. 00	260, 946, 000	846, 000. 00	276, 642, 000	4.06
5	日本	株式	みずほフィナンシャ ルグループ	銀行業	514	549, 192. 43	282, 284, 911	526, 000. 00	270, 364, 000	3. 96
6	日本	株式	オリックス	その他金融業	13, 910	18, 760. 00	260, 951, 600	16, 580. 00	230, 627, 800	3.38
7	日本	株式	信越化学工業	化学	34, 300	6, 690. 00	229, 467, 000	6, 650. 00	228, 095, 000	3.34
8	日本	株式	セブン&アイ・ホー ルディングス	小売業	64, 500	3, 290. 00	212, 205, 000	3, 310. 00	213, 495, 000	3. 13
9	日本	株式	任天堂	その他製品	4,000	56, 500. 00	226, 000, 000	52, 600. 00	210, 400, 000	3.08
10	日本	株式	KDDI	情報・通信業	338	677, 369. 36	228, 950, 844	621, 000. 00	209, 898, 000	3.08
11	日本	株式	三井物産	卸売業	83, 000	2, 385. 00	197, 955, 000	2, 235. 00	185, 505, 000	2.72
12	日本	株式	東芝	電気機器	259, 000	911. 00	235, 949, 000	706.00	182, 854, 000	2.68
13	日本	株式	アルバック	電気機器	51,600	4, 200. 00	216, 720, 000	3, 440. 00	177, 504, 000	2.60
14	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	24, 060	8, 056. 11	193, 830, 184	7, 360. 00	177, 081, 600	2.60
15	日本	株式	中央三井トラスト・ ホールディングス	銀行業	254, 000	610.71	155, 122, 029	678. 00	172, 212, 000	2. 53
16	日本	株式	三井不動産	不動産業	69,000	2, 355. 61	162, 537, 121	2, 470. 00	170, 430, 000	2.50
17	日本	株式	ニコン	精密機器	52,000	3, 570. 00	185, 640, 000	3, 160. 00	164, 320, 000	2.41
18	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	317	464, 693. 03	147, 307, 691	505, 000. 00	160, 085, 000	2.35
19	日本	株式	ソニー	電気機器	38, 800	5, 280. 00	204, 864, 000	4, 120. 00	159, 856, 000	2.34
20	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	34, 300	5, 550. 00	190, 365, 000	4, 660. 00	159, 838, 000	2.34
21	日本	株式	スズキ	輸送用機器	66, 200	2, 700. 00	178, 740, 000	2, 370. 00	156, 894, 000	2.30
22	日本	株式	住友化学	化学	214, 000	710. 16	151, 975, 112	716. 00	153, 224, 000	2. 25
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	42, 700	3, 782. 81	161, 526, 004	3, 490. 00	149, 023, 000	2. 19
24	日本	株式	第一三共	医薬品	43,600	2, 975. 00	129, 710, 000	3, 230. 00	140, 828, 000	2.06
25	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	65, 000	2, 115. 00	137, 475, 000	2, 115. 00	137, 475, 000	2.02
26	日本	株式	ファナック	電気機器	15, 700	11, 400. 00	178, 980, 000	8, 620. 00	135, 334, 000	1. 98
27	日本	株式	テルモ	精密機器	24, 000	5, 310. 00	127, 440, 000	5, 580. 00	133, 920, 000	1.96
28	日本	株式	小松製作所	機械	47, 000	3, 130. 00	147, 110, 000	2, 700. 00	126, 900, 000	1.86
29	日本	株式	日野自動車	輸送用機器	218, 000	713. 00	155, 434, 000	570.00	124, 260, 000	1.82
30	日本	株式	三菱商事	卸売業	39, 000	3, 490. 00	136, 110, 000	3, 170. 00	123, 630, 000	1.81

^{*}上位 30 銘柄

^{*}投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成20年7月末日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	17. 38
		銀行業	11. 20
		化学	10. 37
		輸送用機器	8. 65
		情報・通信業	7. 62
		小売業	5. 73
		卸売業	4. 53
		精密機器	4. 37
		鉄鋼	4. 11
		医薬品	4. 08
		陸運業	4. 06
		機械	3. 60
		その他金融業	3. 38
		その他製品	3. 08
		不動産業	2. 50
		食料品	2. 35
		非鉄金属	1. 39
		海運業	1. 19
合計			99. 60

※投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

- ② 投資不動産物件 該当事項はございません。
- ③ その他投資資産の主要なもの 該当事項はございません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成20年7月末日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額(1万口当たりの純資産額)の推移は次の通りです。

世後は火火地グです。				
	純資産総額	(百万円)	基準価額	頁(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期末(平成13年6月11日)	16, 683	16, 683	8, 482	8, 482
第2期末(平成14年6月11日)	15, 017	15, 017	7, 303	7, 303
第3期末(平成15年6月11日)	12, 074	12, 074	6, 054	6, 054
第4期末(平成16年6月11日)	13, 667	13, 667	8, 836	8, 836
第5期末(平成17年6月13日)	13, 331	13, 331	8, 742	8, 742
第6期末(平成18年6月12日)	10, 044	11, 137	11,027	12, 227
第7期末(平成19年6月11日)	9, 329	10, 675	11, 089	12, 689
第8期末(平成20年6月11日)	7, 507	7, 507	9, 044	9, 044
平成19年7月末日	9, 725		10, 935	
8月末日	8,874		10, 189	
9月末日	8,960		10, 291	
10月末日	8,868		10, 302	_
11月末日	8, 471		9, 821	
12月末日	8, 215		9, 587	
平成20年1月末日	7, 342		8, 637	
2月末日	7, 171		8, 446	
3月末日	6, 486		7, 703	
4月末日	7, 405		8, 856	
5月末日	7, 640		9, 170	
6月末日	6, 985		8, 466	
7月末日(直近日)	6,820		8, 314	

② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金
		(円)
第1期計算期間	(平成12年6月16日~平成13年6月11日)	0
第2期計算期間	(平成13年6月12日~平成14年6月11日)	0
第3期計算期間	(平成14年6月12日~平成15年6月11日)	0
第4期計算期間	(平成15年6月12日~平成16年6月11日)	0
第5期計算期間	(平成16年6月12日~平成17年6月13日)	0
第6期計算期間	(平成17年6月14日~平成18年6月12日)	1, 200
第7期計算期間	(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	1,600
第8期計算期間	(平成19年6月12日~平成20年6月11日)	0

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	(平成12年6月16日~平成13年6月11日)	▲ 15. 2
第2期計算期間	(平成13年6月12日~平成14年6月11日)	▲ 13. 9
第3期計算期間	(平成14年6月12日~平成15年6月11日)	▲ 17. 1
第4期計算期間	(平成15年6月12日~平成16年6月11日)	46. 0
第5期計算期間	(平成16年6月12日~平成17年6月13日)	▲ 1.1
第6期計算期間	(平成17年6月14日~平成18年6月12日)	39. 9
第7期計算期間	(平成18年6月13日~平成19年6月11日)	15. 1
第8期計算期間	(平成19年6月12日~平成20年6月11日)	▲ 18. 4

(注) 収益率の算出方法:

計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

- ①申込(販売)手続等
 - 1)ファンドを取得される際には、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込み下さい。 ※確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、確定拠出年金制度に関する手続きが必要となります。
 - 2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。
 - 3)ファンドのお申込単位は1万口以上1万口単位でお申込みいただけます。ただし、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者(《自動けいぞく投資コース》)に限り、取得申込代金(申込手数料を含みます。以下同じ。)において1万円以上1円単位(確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位)で取得の申込みを行うことができます(《自動けいぞく投資コース》を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。)。なお、投資信託定時定額購入プランを申し込まれた取得申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上 1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位**

※取得申込総金額(発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。)において 1万円以上1円単位となります。

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、 詳しくは販売会社(下記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

- 4)取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。 詳しくは販売会社(販売会社については、前記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。
- 5)前記 1)にかかわらず、委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止

その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

- 6) 前記4) にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、 原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

②換金 (解約) 手続等

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

1) 受益者は、一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)により、いつでも換金することができます。受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位(≪自動けいぞく投資コース≫を選択した受益者については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。

申込コース	申込単位	
	1 万口単位	
 自動けいぞく投資コース	 1 円単位	

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳 しくは、販売会社(販売会社については、前述のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問 い合わせください。

- 2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うもの とします。
- 3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 4) 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額 を信託財産留保額^{*1}として控除した価額(以下「解約価額^{*2}」といいます。)とします。
 - ※1「信託財産留保額」とは、投資信託を中途で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、 残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。
 - ※2解約価額=基準価額—信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.3%)
- 5)解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地 方税を差し引いた金額となります。 なお、確定拠出年金の加入者においては、確定拠出年金制度に関する税制が適用されます。

- 6)委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- 7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ファンドの一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記 4) の規定に準じて計算された価額とします。
- 8)解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の 営業所等において受益者に支払います。
- 9)信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日 以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

7 管理及び運営の概要

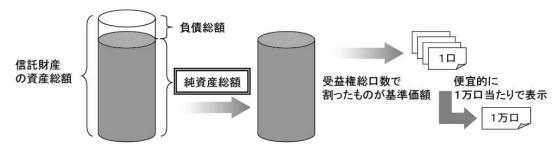
- ①資産の評価
 - 1) 基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出され、販売会社または委託会社に問い合わせすることにより知ることができます。

また当日の基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄 [SGTセット] にて「V&G」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。



3) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗 じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

- ※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、 追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

②信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「④信託の終了(ファンドの繰上償還)」により信託を終了させることがあります。

③計算期間

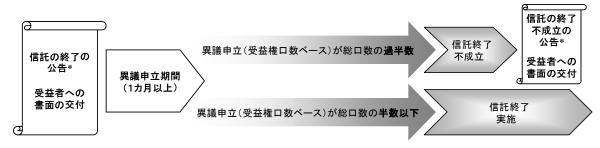
- 1)ファンドの計算期間は、毎年 6 月 12 日から翌年 6 月 11 日までとすることを原則とします。
- 2)各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。た だし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

④信託の終了(ファンドの繰上償還)

- 1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
- 5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6. 前記 3. ~5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている

場合であって、前記 3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「⑤信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社がその任務を辞任する場合および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

⑤信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンド の知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した ときは原則として公告を行いません。
- 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~5. までの規定にしたがいます。

⑥反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「④信託の終了(ファンドの繰上償還)3.」または「⑤信託約款の変更(3)」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき

旨を請求することができます。

⑦運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎に有価証券報告書、各計算期間開始後 6 ヵ月後に半期報告書を 作成します。また、計算期間の終了毎に運用報告書を作成します。運用報告書については、あ らかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8)公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

9開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に、また半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号により改正されておりますが、 第7期計算期間(平成18年6月13日から平成19年6月11日まで)については改正前の財務諸表等規則 に基づき作成しており、第8期計算期間(平成19年6月12日から平成20年6月11日まで)については 改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成18年6月13日から平成19年6月11日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成19年6月12日から平成20年6月11日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

(2) 当ファンドは、第7期計算期間(平成18年6月13日から平成19年6月11日まで)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期計算期間(平成19年6月12日から平成20年6月11日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されています。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限 責任監査法人となりました。

りそな・バリュー&グロース

(1) 貸借対照表

(単位:円)

判	月別	第7期	第8期
		(平成19年6月11日現在)	(平成20年6月11日現在)
 科 目		金 額	金 額
		亚 頃	亚 识
資産の部			
流動資産		1 000 404 754	101 000 400
コール・ローン		1, 828, 494, 754	101, 990, 468
株式		8, 947, 972, 400	7, 438, 275, 200
未収配当金		37, 098, 360	43, 540, 528
未収利息		23, 995	1, 117
差入委託証拠金		58, 210, 000	_
流動資産合計		10, 871, 799, 509	7, 583, 807, 313
資産合計		10, 871, 799, 509	7, 583, 807, 313
負債の部			
流動負債			
未払金		12, 941, 700	
未払収益分配金		1, 346, 147, 535	
未払解約金		101, 688, 403	18, 065, 437
未払受託者報酬		5, 409, 749	3, 848, 350
未払委託者報酬		75, 736, 376	53, 876, 859
その他未払費用		270, 425	192, 357
流動負債合計		1, 542, 194, 188	75, 983, 003
負債合計		1, 542, 194, 188	75, 983, 003
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		8, 413, 422, 098	8, 301, 143, 032
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△	.)	916, 183, 223	\triangle 793, 318, 722
(分配準備積立金)		(337, 494, 212)	(286, 601, 639)
純資産合計		9, 329, 605, 321	7, 507, 824, 310
負債・純資産合計		10, 871, 799, 509	7, 583, 807, 313

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期別	第7期	第8期
	自 平成18年6月13日	自 平成19年6月12日
	至 平成19年6月11日	至 平成20年6月11日
科目	金額	金額
営業収益		
受取配当金	110, 201, 130	115, 989, 311
受取利息	432, 901	618, 667
有価証券売買等損益	1, 636, 007, 423	$\triangle 1, 772, 775, 735$
派生商品取引等損益	△12, 941, 700	3, 184, 500
その他収益	1,761	1, 413
営業収益合計	1, 733, 701, 515	$\triangle 1,652,981,844$
営業費用		
受託者報酬	11, 361, 019	8, 638, 304
委託者報酬	159, 054, 111	120, 936, 140
その他費用	567, 928	431, 794
営業費用合計	170, 983, 058	130, 006, 238
営業利益金額又は営業損失金額 (△)	1, 562, 718, 457	$\triangle 1,782,988,082$
経常利益金額又は経常損失金額(△)	1, 562, 718, 457	$\triangle 1,782,988,082$
当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	1, 562, 718, 457	$\triangle 1,782,988,082$
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	366, 949, 779	
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	_	123, 955, 111
期首剰余金	935, 798, 239	916, 183, 223
剰余金増加額	462, 722, 014	111, 898, 712
当期追加信託に伴う剰余金増加額	462, 722, 014	111, 898, 712
剰余金減少額	331, 958, 173	162, 367, 686
当期一部解約に伴う剰余金減少額	331, 958, 173	162, 367, 686
分配金	1, 346, 147, 535	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	916, 183, 223	△793, 318, 722

期別第7期第8期		
[10] [20]	自 平成18年6月13日	自 平成19年6月12日
	至 平成19年6月11日	至 平成20年6月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方		(1)株式
法	原則として時価で評価しておりま	同左
	す。	1.42
	' ° ・ 時価評価にあたっては、市場価額	
	のある有価証券についてはその最終	
	相場(計算日に最終相場のない場合	
	には、直近の日の最終相場)で評価	
	しております。	
	(2) 先物取引	 (2) 先物取引
	国内先物の評価においては、取引	(2) 元初取引 国内先物の評価においては、金融
		商品取引所の発表する計算日の清算
	証拠金算定基準値段を用いておりま	
	正拠並昇足基中値权を用いてわりよ す。	世秋を用いておりより。
	9 0	
 2. 費用・収益の計上基準	 (1)受取配当金の計上基準	(1)受取配当金の計上基準
2. 頁川 收益の日上至中	受取配当金は、原則として株式の	受取配当金は、原則として株式の
		配当落ち日において、確定配当金額
	定しているものについては当該金	又は予想配当金額を計上しておりま
	額、未だ確定していない場合は予想	す。
	配当金額の90%を計上し、残額につ	′° ただし、平成19年6月30日以前に計
	いては入金時に計上しております。	上(平成19年7月1日以降に更新され
		たものを除く)した受取配当金につ
		いては、その金額が確定しているも
		のについては当該金額、未だ確定し
		ていない場合は予想配当金額の90%
		を計上し、残額については入金時に
		計上しております。
	(2)有価証券売買等損益、派生商品取	(2) 有価証券売買等損益、派生商品取
	引等損益の計上基準	引等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。	同左
	777C P 22-7- C P1 22 C C NO 7 6 7 0). 9/-da
3. その他	当ファンドの計算期間は前期末が	 当ファンドの計算期間は平成19年
J. C. 7 L.	休日のため、平成18年6月13日から平	
	成19年6月11日までとなっておりま	
	す。	3.7 3.7 5
	/ 0	

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益 権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものと します。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関 等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情がある と判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書 (請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金 (解約) 手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・バリュー&グロース 約款

【運用の基本方針】

約款第 15 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長をはかる ことを目標として運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式 (これらに準じるものを含みます。)および店頭登録株式(これらに準じるものを含みます。)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①国内株式を主要投資対象とし、「バリュー」と「グロース」の2つの観点から組入銘柄を選定し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目標にアクティブ運用を行ないます。
- ②上場銘柄を対象に、成長性・割安度・健全性など の定量的スクリーニングなどにより、投資候補銘 柄群を絞ります。
- ③バリュー銘柄については、企業価値に比べて株価の割安度が強いと判断される銘柄を中心に選定します。また、グロース銘柄の選定については、企業の成長性に特に着目し、利益等の成長性が高いと予測される銘柄を中心に選定します。
- ④企業訪問などによる調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチに加え経営力、技術力、ブランド力、ビジネスモデル、市場シェア、テーマ性などの観点から企業を評価し組入銘柄を厳選します。
- ⑤市況性格や景気動向の変化に応じて「バリュー銘柄」、「グロース銘柄」の投資配分を変化させることにより、幅広い投資機会を捉えることを目指します
- ⑥株式の実質組入比率は、高位を基本とします。
- ⑦株式以外の資産への投資割合は、原則として信託 財産総額の50%以下とします。
- ⑧ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の 事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
- ⑨国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。
- ⑩信託財産に属する資産の効率的な運用に資する ため、異なった通貨、異なった受取り金利または 異なった受取り金利とその元本を一定の条件の もとに交換する取引(以下「スワップ取引」とい います。)ならびに金利先渡取引および為替先渡 取引を行なうことができます。

【運用制限】

- (1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資 は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産 総額の20%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社 債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が 当該新株予約権付社債についての社債であって 当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存 在し得ないことをあらかじめ明確にしているも の(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1 項第7号および第8号の定めがある新株予約権付 社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」とい います。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- (6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額 の30%以内とします。
- (8)有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行 ないます。
- (9)スワップ取引は、約款第20条の範囲で行ないます
- (10)金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21 条の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう 方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

- ②分配対象額についての分配方針
 - 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を 勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額 の場合には分配を行なわないこともあります。
- ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益に ついては、運用の基本方針に基づき運用を行ない ます。

追加型証券投資信託 りそな・バリュー&グロース 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエ テジェネラルアセットマネジメント株式 会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会 社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法 (大正11年法律第62号)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づ

き、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金5,457,469,741円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
 - ②委託者は、受託者と合意の上、金5,000 億円 を限度として信託金を追加できるものとし、 追加信託を行なったときは、受託者はその引 き受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度 額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49 条第1項、第50条第1項、第51条第1項ま たは第53条第2項の規定による信託終了の 日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘 は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲 げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第8項に定める公募により 行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の 受益者は、委託者の指定する受益権取得申込 者とし、第6条により分割された受益権は、 その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰 属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については5,457,469,741口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業 日の基準価額に当該追加信託にかかる受益 権の口数を乗じた額とします。
 - ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいま

す。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則 としてわが国における計算日の対顧客先物 売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日 より、社債等の振替に関する法律(政令で 定める日以降「社債、株式等の振替に関す る法律」となった場合は読み替えるものと し、「社債、株式等の振替に関する法律」 を含め「社振法」といいます。以下同じ。) の規定の適用を受けることとし、同日以降 に追加信託される受益権の帰属は、委託者 があらかじめこの投資信託の受益権を取 り扱うことについて同意した一の振替機 関(社振法第2条に規定する「振替機関」 をいい、以下「振替機関」といいます。) 及び当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」 をいい、振替機関を含め、以下「振替機関 等」といいます。) の振替口座簿に記載ま たは記録されることにより定まります(以 下、振替口座簿に記載または記録されるこ とにより定まる受益権を「振替受益権」と いいます。)。
 - ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替構関)が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指替期の振替業を承継する者が存在しない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者を発行しません。なお、受益者は、委託者を発むを得ない事情等により受益証券を発する場合を除き、無記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券のの変更の請求を行わないものとします。
 - ③委託者は、第6条の規定により分割された 受益権について、振替機関等の振替口座簿 への新たな記載または記録をするため社 振法に定める事項の振替機関への通知を 行うものとします。振替機関等は、委託者 から振替機関への通知があった場合、社振 法の規定にしたがい、その備える振替口座 簿への新たな記載または記録を行います。
 - ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契

約の一部解約が行われたもので、当該一部 解約にかかる一部解約金の支払開始日が 平成19年1月4日以降となるものを含み ます。) を受益者を代理して平成19年1月 4日に振替受入簿に記載または記録するよ う申請します。ただし、保護預りではない 受益証券にかかる受益権については、信託 期間中において委託者が受益証券を確認 した後当該申請を行うものとします。振替 受入簿に記載または記録された受益権に かかる受益証券(当該記載または記録以降 に到来する計算期間の末日にかかる収益 分配金交付票を含みます。以下同じ。) は 無効となり、当該記載または記録により振 替受益権となります。また、委託者は、受 益者を代理してこの信託の受益権を振替 受入簿に記載または記録を申請する場合 において、指定販売会社(委託者の指定す る金融商品取引法第28条第1項に規定す る第一種金融商品取引業を行う者および 委託者の指定する金融商品取引法第2条 第 11 項に規定する登録金融機関をいいま す。以下同じ。) に当該申請の手続きを委 任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権に ついては追加信託のつど、振替機関の定める 方法により、振替機関へ当該受益権に係る信 託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

- 第11条 委託者は、第6条1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって、取得の申込に応ずるものとします。
 - ②指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対して1万口以上1万口単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。
 - ③前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当議取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ④前3項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税 および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤前項の手数料の額は、委託者、指定販売会社が それぞれ別に定めるものとします。
- ⑥第1項および第2項の規定にかかわらず、金融商品市場(この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、おり消すことができます。
- ⑦第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。委託者は、第6条1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって、取得の申込に応ずるものとします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する 場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益 権が記載または記録されている振替口座簿に 係る振替機関等に振替の申請をするものとし ます。
 - ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口 座簿への記載または記録によらなければ、委 託者および受託者に対抗することができませ ん。

【運用の指図範囲】

第 14 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証

券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する 出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号 で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券優先 出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号 で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券 (金融商品 取引法第2条第1項第8号で定めるものをい います。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券 の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) お よび新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 証券投資信託または外国投資信託証券の受益 証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引 法第2条第1項第11号で定めるものをいいま す)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法 第2条第1項第 18 号で定めるものをいいま す。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20 号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16 号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または

- 証書のうち第2号から第6号までの証券の性質 を有するものを以下「公社債」といい、第13 号の証券および第14号の証券を以下「投資信 託証券」といいます。
- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を 有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時 価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5 を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第 15 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、 別に定める運用の基本方針にしたがって、そ の指図を行ないます。

【投資する株式等の範囲】

第 16 条 委託者が投資することを指図する株式、新 株引受権証券および新株予約権証券は、金融 商品取引所(この約款において、金融商品取 引法第2条第16項に規定する金融商品取引 所および金融商品取引法第2条第8項第3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引 所」といい、取引所のうち、有価証券の売買 または金融商品取引法第28条第8項第3号 もしくは同項第5号の取引を行う市場およ び当該市場を開設するものを「金融商品取引 所」といいます。以下同じ。) に上場されて いる株式の発行会社の発行するもの、金融商 品取引所(この約款において、金融商品取引 法第2条第16項に規定する金融商品取引所 および金融商品取引法第2条第8項第3号 口に規定する外国金融商品市場を「取引所」 といい、取引所のうち、有価証券の売買また は金融商品取引法第28条第8項第3号もし くは同項第5号の取引を行う市場および当 該市場を開設するものを「金融商品取引所」 といいます。以下同じ。) に上場されている 株式の発行会社の発行するもの、金融商品取 引所に準ずる市場において取引されている 株式の発行会社の発行するものとします。た だし、株主割当または社債権者割当により取 得する株式、新株引受権証券および新株予約 権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録 予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録さ れることが確認できるものについては、委託者 が投資することを指図することができるもの とします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図 をしません。
 - ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引 受権証券および新株予約権証券の時価総額が、 信託財産の純資産総額の100分の5を超えるこ ととなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

- 第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
 - ②前項の信用取引の指図は、当該売付けにか かる建玉の時価総額が信託財産の純資産 総額の範囲内とします。
 - ③信託財産の一部解約等の事由により、前項 の売付けにかかる建玉の時価総額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった 場合には、委託者は速やかにその超える額 に相当する売付けの一部を決済するため の指図を行なうこととします。

【先物取引等の運用指図】

- 第 19 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - ②委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
 - ③委託者は、わが国の取引所における金利に かかる先物取引およびオプション取引な らびに外国の取引所におけるこれらの取 引と類似の取引を行なうことの指図をす ることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な 運用に資するため、異なった通貨、異なった 受取り金利または異なった受取り金利とそ

- の元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行 なうことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の 契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引 が当該信託期間内で全部解約が可能なものに ついてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保 の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行なうも のとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な 運用に資するため、金利先渡取引および為替 先渡取引を行なうことの指図をすることが できます。
 - ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を 行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入 れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資す るため、信託財産に属する株式および公社債を 次の各号の範囲内で貸付の指図をすることが できます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の 時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価 合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社 債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額の 50%を超えない ものとします。
 - ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するもの

とします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします
 - ②前項の売り付けの指図は、当該売り付けに かかる公社債の時価総額が信託財産の純 資産総額の範囲内とします。
 - ③信託財産の一部解約等の事由により、前項 の売り付けにかかる公社債の時価総額が 信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超 える額に相当する売り付けの一部を決済 するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資す るため、公社債の借入れの指図をすることが できます。なお、当該公社債の借入れを行な うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、 担保の提供の指図を行なうものとします。
 - ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の 時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内 とします。
 - ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産 中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが 国の国際収支上の理由等により特に必要と 認められる場合には、制約されることがあり ます。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

- 第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資す るため、外国為替の売買の予約取引の指図 することができます。
 - ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる 為替の買予約の合計額と売予約の合計額と の差額につき円換算した額が、信託財産の純 資産総額を超えないものとします。ただし、 信託財産に属する外貨建資産の為替変動リ

スクを回避するためにする当該予約取引の 指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第29条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に 属する資産を外国で保管する場合には、その 業務を行なうに充分な能力を有すると認め られる金融機関と保管契約を締結し、これを 委任することができます。

【有価証券の保管】

第30条 (削除)

【混蔵寄託】

第 31 条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について同貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【一括登録】

第32条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第 33 条 信託の登記または登録をすることができる 信託財産については、信託の登記または登 録をすることとします。ただし、受託者が 認める場合は、信託の登記または登録を留 保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護 のために委託者または受託者が必要と認 めるときは、速やかに登記または登録をす るものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外 形上区別することができる方法によるほ か、その計算を明らかにする方法により分 別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第 34 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売 却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による売却代金、有 価証券にかかる償還金等、株式の清算分配 金、有価証券等にかかる利子等、株式の配 当金およびその他の収入金を再投資する ことの指図ができます。

【資金の借入れ】

- 第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならび に運用の安定性に資するため、一部解約に 伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支 払資金の手当てのために借入れた資金の 返済を含みます。)を目的として、資金借 入れ(コール市場を通じる場合を含みま す。)の指図をすることができます。なお、 当該借入金をもって有価証券等の運用は 行なわないものとします。
 - ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金入金日までの期間が5年以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借 換、転換、新株発行または株式割当があ る場合で、委託者の申出があるときは、 受託者は、資金の立替えをすることがで きます
 - ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第39条 この信託の計算期間は、毎年6月12日から 翌年6月11日までとすることを原則とし ます。なお、第1計算期間は平成12年6 月16日から平成13年6月11日までとし ます。
 - ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とし

ます。

【信託財産に関する報告】

- 第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、 信託財産に関する報告書を作成して、これ を委託者に提出します。
 - ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、 これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

- 第 41 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に 要する諸費用、受託者の立替えた立替金の 利息ならびに信託財産の財務諸表の監査 報酬および当該監査報酬にかかる消費税 等に相当する金額(以下「諸経費」といい ます。) は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。
 - ②信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、 信託財産の純 資産総額に一定率を乗じ て得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月 終了日および毎計算期末または信託終了 のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に 相当する金額とともに信託財産の中より 支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

- 第 42 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、 第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。
 - ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6 カ月終了日および毎計算期末、または信託 終了のとき信託財産中から支弁するもの とし、委託者と受託者との間の配分は別に 定めます。
 - ③第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

- 第 43 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料 およびこれ等に類する収益から支払利息を 控除した額は、諸経費、信託報酬および当該 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額 を控除した後、その残額を受益者に分配する ことができます。なお、次期以降の分配金に あてるため、その一部を分配準備積立金とし て積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ②毎計算期末において、信託財産につき生じた 損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については、原則と

して毎計算期間終了日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第45条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に交付します。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定 する預金口座等に収益分配金、償還金およ び 一部解約金を払い込んだ後は、受益者 に対する支払いにつき、その責に任じませ ん。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月 以内の委託者の指定する日から、毎計算期 間の末日において振替機関等の振替口座 簿に記載または記録されている受益者(当 該収益分配金にかかる計算期間の末日以 前において一部解約が行なわれた受益権 にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に 設定された受益権で取得申込代金支払前 のため指定販売会社の名義で記載または 記録されている受益権については原則と して取得申込者とします。)に支払います。 なお、平成19年1月4日以降においても、 第 46 条に規定する時効前の収益分配金に かかる収益分配金交付票は、なおその効力 を有するものとし、当該収益分配交付票と 引き換えに受益者に支払います。
 - ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約 に基づいて収益分配金を再投資する受益 者に対しては、受託者が委託者の指定する 預金口座等に払い込むことにより、原則と して、毎計算期間終了日の翌営業日に収益 分配金が指定販売会社に交付されます。こ の場合、指定販売会社は、受益者に対し遅 滞なく収益分配金の再投資にかかる受益 権の売付けを行ないます。ただし、第47 条第 3 項により信託の一部解約が行なわ れた場合に、当該受益権に帰属する収益分 配金があるときは、第1項の規定に準じて 受益者に支払います。当該売付けにより増 加した受益権は、第9条第3項の規定にし たがい、振替口座簿に記載または記録され ます。
 - ③前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ④償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託 者の指定する日から信託終了日において 振替機関等の振替口座簿に記載または記

録されている受益者(信託終了日以前にお いて一部解約が行なわれた受益権にかか る受益者を除きます。また、当該信託終了 日以前に設定された受益権で取得申込代 金支払前のため指定販売会社の名義で記 載または記録されている受益権について は原則として取得申込者とします。) に支 払います。なお、当該受益者は、その口座 が開設されている振替機関等に対して委 託者がこの信託の償還をするのと引き換 えに、当該償還に係る受益権の口数と同口 数の抹消の申請を行なうものとし、社振法 の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記 録が行なわれます。また、受益証券を保有 している受益者に対しては、償還金は、信 託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定す る日から受益証券と引き換えに当該受益 者に支払います。

- ⑤一部解約金は、受益者の請求を受け付けた 日から起算して、原則として5営業日目か ら受益者に支払います。
- ⑥前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にか かる収益調整金は、原則として、受益者毎 の信託時の受益権の価額等に応じて計算 されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については第45条第 1項に規定する支払開始日から5年間その支 払いを請求しないとき、ならびに信託終了に よる償還金については第45条第4項に規定 する支払開始日から10年間その支払いを請 求しないときは、その権利を失い、委託者が 受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰 属します。

【信託の一部解約】

- 第47条 受益者(指定販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属する受益権について10整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設れている振替機関等に対して当該受益をの目主要のを引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、指定販売会社に対し、受益権をもって行なうものとします。
 - ③平成19年1月4日以降の信託契約の一部解

約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19 年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤委託者は、金融商品市場における取引の停止、 外国為替取引の停止その他やむを得ない事情 があるときは、第1項による一部解約の実行の 請求の受付を中止することおよびすでに受け 付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消 すことができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第4項の規定に準じて算定した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第49条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③前項の公告および書面には、受益者で異議の ある者は一定の期間内に委託者に対して異 議を述べるべき旨を付記します。なお、一定 の期間は一月を下らないものとします。
 - ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこと

としたときは、解約しない旨およびその理由 を公告し、かつ、これらの事項を記載した書 面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、全ての受益者に対して書面を交付し たときは、原則として、公告を行いません。

⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解 約の命令を受けたときは、その命令にした がい、信託契約を解約し信託を終了させま
 - ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの 信託約款を変更しようとするときは、第 54条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けた とき、解散したときまたは業務を廃止した ときは、委託者は、この信託契約を解約し、 信託を終了させます。
 - ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの 信託契約に関する委託者の業務を他の投 資信託委託会社に引き継ぐことを命じた ときは、この信託は、第54条第4項に該 当する場合を除き、当該投資信託委託会社 と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡する ことがあり、これに伴い、この信託契約に 関する事業を譲渡することがあります。
 - ②委託者は、分割により事業の全部又は一部 を承継させることがあり、これに伴い、こ の信託契約に関する事業を承継させるこ とがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務 を辞任することができます。受託者がその 任務に背いた場合、その他重要な事由が生 じたときは、委託者または受益者は、裁判 所に受託者の解任を請求することができ ます。受託者が辞任した場合、または裁判 所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任し ます。
 - ②委託者が新受託者を選任できないときは、 委託者はこの信託契約を解約し、信託を終 了させます。

【信託約款の変更】

- 第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を

この信託約款にかかる知られたる受益者 に対して交付します。ただし、この信託約 款にかかるすべての受益者に対して書面 を交付したときは、原則として、公告を行 ないません。

- ③前項の公告および書面には、受益者で異議 のある者は一定の期間内に委託者に対し て異議を述べるべき旨を付記します。なお、 一定の期間は一月を下らないものとしま す。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第54条の2 第49条に規定する信託契約の解約また は前条に規定する信託約款の変更を行う場 合において、第49条第3項または前条第3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を 述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属 する受益権を、信託財産をもって買取るべき 旨を請求することができます。この買取請求 権の内容および買取請求の手続きに関する 事項は、第49条第2項または前条第2項に 規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本 経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じた ときは、委託者と受託者との協議により定 めます。

【付則】

- 第1条 第45条第7項に規定する「収益調整金」は、 所得税法施行令第27条の規定によるものと し、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元 本との差額をいい、原則として、追加信託の つど当該口数により加重平均され、収益分配 のつど調整されるものとします。また、同条 同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権 の価額等」とは、原則として、受益者毎の信 託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど 当該口数により加重平均され、収益分配のつ ど調整されるものとします。
- 第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、 第10条、第12条から第17条の規定および 受益権と読み替えられた受益証券に関する 規定は、委託者がやむを得ない事情等により 受益証券を発行する場合には、なおその効力 を有するものとします。

(②~⑧ 削除)

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 12 年 6 月 16 日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 りそな信託銀行株式会社

【付表】

・この証券投資信託の受託者は、平成14年9月9日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和銀信託銀行株式会社に変更しております。(大和銀信託銀行株式会社は、平成14年10月15日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。)





りそな・バリュー&グロース

追加型株式投資信託/国内株式型(一般型)

投資信託説明書 (請求目論見書) 2008年9月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

- 1. 「りそな・バリュー&グロース」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年9月11日に関東財務局長に提出しており、平成20年9月12日にその届出の効力が生じております。
- 2. この投資信託説明書 (請求目論見書) は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第 15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
- 3. 「りそな・バリュー&グロース」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日 平成20年 9月 11日

発 行 者 名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 出川昌人

本 店 の 所 在 の 場 所 東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称

りそな・バリュー&グロース

募集内国投資信託受益証券 の金額

募集総額 上限 2,000億円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当事項はありません

目次

第 1	ファンドの沿革	 1
第 2	手続等	 1
1	申込(販売)手続等	 i
2	換金(解約)手続等	 2
第 3	管理及び運営	 3
1	資産管理等の概要	 3
2	受益者の権利等	 9
第 4	ファンドの経理状況	 11
1	財務諸表	 14
2	ファンドの現況	 20
第 5	設定及び解約の実績	 20

第1 ファンドの沿革

平成12年6月16日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成 14 年 10 月 15 日 ファンドの名称を「あさひ東京・バリュー&グロース」から「りそな・

バリュー&グロース」に変更

第2 手続等

1 申込 (販売) 手続等

- (1) ファンドを取得される際には、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込み下さい。 ※確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、確定拠出年金制度に関する手続きが必要となります。
- (2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場(本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)が半休日の場合は午前11時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。
- (3) ファンドのお申込単位は1万口以上1万口単位でお申込みいただけます。ただし、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者(≪自動けいぞく投資コース≫)に限り、取得申込総金額(申込手数料を含みます。以下同じ。)において1万円以上1円単位(確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位)で取得の申込みを行うことができます(≪自動けいぞく投資コース≫を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。)。なお、定時定額購入取引を申し込まれた取得申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

申込コース	申込単	位
 一般コース	1 万口以上	 1 万口単位
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	 1 円単位*

※取得申込総金額(発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。)において 1万円以上1円単位となります。

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、 詳しくは販売会社(下記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで (わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

- (4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。取得申込総金額は、取得申込受付日の1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。 詳しくは販売会社(販売会社については、前記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。
- (5) 前記(1)にかかわらず、委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- (6) 前記(4)にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金 (解約) 手続等

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益者は、一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)により、いつでも換金することができます。受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1万口単位(≪自動けいぞく投資コース≫を選択した受益者については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前11時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。

申込コース	申込単位
 一般コース	1万口単位
 自動けいぞく投資コース	1 円単位

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、 詳しくは、販売会社(販売会社については、前述のお問い合わせ先にご照会ください。)に お問い合わせください。

- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約しま
- (4) 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た

額を信託財産留保額^{*1}として控除した価額(以下「解約価額^{*2}」といいます。)とします。 **1「信託財産留保額」とは、投資信託を中途で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、 残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

※2解約価額=基準価額—信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.3%)

(5) 解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および 地方税を差し引いた金額となります。

なお、確定拠出年金の加入者においては、確定拠出年金制度に関する税制が適用されます。

- (6) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた 一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- (7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った 当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請 求を撤回しない場合には、ファンドの一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準 じて計算された価額とします。
- (8) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- (9) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- ※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの 信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に おいて当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

①基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって

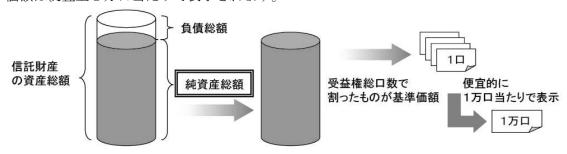
時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

②基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社(「**第2 手続等** 1 申込(販売)手続等」をご覧下さい。)にお問い合わせ下さい。

また当日の基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄 [SGTセット] にて「V&G」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。



③追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗 じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{*1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

- ※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 ①信託の終了(ファンドの繰上償還)」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

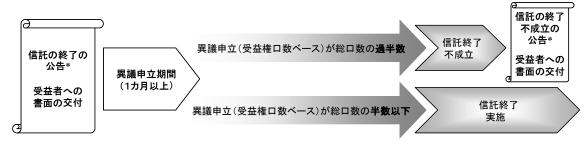
- ①ファンドの計算期間は、毎年6月12日から翌年6月11日までとすることを原則とします。
- ②各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間 終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。た だし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

- ①信託の終了 (ファンドの繰上償還)
 - 1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口

を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると き、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を 解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約し ようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
- 5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



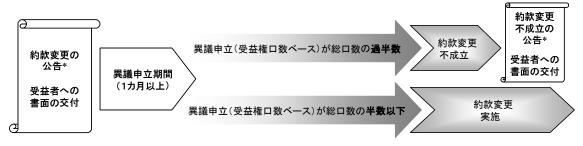
- * 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。
- 6. 前記 3. ~5. は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「②信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、 委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

②信託約款の変更

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンド

の知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した ときは原則として公告を行いません。

- 3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
- 5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~5. にしたがいます。
- 7. 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

③反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「①信託の終了(ファンドの繰上償還)3.」または「②信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
 - 1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - 2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者

に対して交付します。

⑦ファンド資産の保管

- 1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- 2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管 させることができます。
- 3. 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。
- 4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、 信託の表示および記載をしません。

⑧有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

⑨再投資の指図

委託会社は、前記®による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩受託会社による資金の立替え

- 1.信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- 2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配 当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、 受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- 3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

①受益権の帰属と受益証券の不発行

1. この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める 日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、 株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受 けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信 託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替 機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社 振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」とい います。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿 に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- 2. 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替構関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- 3. 委託者は、信託約款の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への 新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし ます。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、 その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- 4. 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

⑩受益権の設定にかかる受託者の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ③受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容
 - 1. 委託会社は、当初設定における受益権については金5,457,469,741 口に、追加信託によって 生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - 2. 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
 - 3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
- ④受益権の譲渡にかかる記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件
 - 1. 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします
 - 2. 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人の帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の

上位機関を含みます。) に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の 増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- 3. 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 4. 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

16)公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(7)信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。 ®信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3カ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

20開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に、また半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。

2 受益者の権利等

- ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者 とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ②受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金お

よび一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

- ③収益分配金に対する請求権
- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。
- 3) 前記 2) の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- 4) 前記 3) の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④償還金に対する請求権
- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(償還日が休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金 する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」 をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成18年6月13日から平成19年6月11日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成19年6月12日から平成20年6月11日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第7期計算期間(平成18年6月13日から平成19年6月11日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間(平成19年6月12日から平成20年6月11日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第7期計算期間(平成18年6月13日から平成19年6月11日まで)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期計算期間(平成19年6月12日から平成20年6月11日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限 責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成19年8月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会御中

新日本監査法人

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・バリュー&グロースの平成18年6月13日から平成19年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・バリュー&グロースの平成19年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

平成20年8月8日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 / 人 守 理

ARREST 包井純子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・バリュー&グロースの平成19年6月 12日から平成20年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及 び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は 経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な 保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針 及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表 の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、りそな・バリュー&グロースの平成20年6月11日現在の信託財産の状態 及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

> 以 上

1 財務諸表

りそな・バリュー&グロース

(1)貸借対照表

(単位:円)

期別	第7 世	(単位: E 第8期
7 ⁹ 1 7 ⁹ 1	第7期	
-	(平成19年6月11日現在)	(平成20年6月11日現在)
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1, 828, 494, 754	101, 990, 468
株式	8, 947, 972, 400	7, 438, 275, 200
未収配当金	37, 098, 360	43, 540, 528
未収利息	23, 995	1, 117
差入委託証拠金	58, 210, 000	
流動資産合計	10, 871, 799, 509	7, 583, 807, 313
資産合計	10, 871, 799, 509	7, 583, 807, 313
負債の部		
流動負債		
未払金	12, 941, 700	
未払収益分配金	1, 346, 147, 535	_
未払解約金	101, 688, 403	18, 065, 437
未払受託者報酬	5, 409, 749	3, 848, 350
未払委託者報酬	75, 736, 376	53, 876, 859
その他未払費用	270, 425	192, 357
流動負債合計	1, 542, 194, 188	75, 983, 003
負債合計	1, 542, 194, 188	75, 983, 003
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	8, 413, 422, 098	8, 301, 143, 032
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	916, 183, 223	$\triangle 793, 318, 722$
(分配準備積立金)	(337, 494, 212)	(286, 601, 639)
純資産合計	9, 329, 605, 321	7, 507, 824, 310
負債・純資産合計	10, 871, 799, 509	7, 583, 807, 313

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期 別 第7期 第8期 自 平成19年6月13日 至 平成20年6月11日 至 平成20年7日 至			(単位:円)
科 目 室 平成19年6月11日 室 平成20年6月11日 食業収益 額 受取配当金 110, 201, 130 115, 989, 311 受取利息 432, 901 618, 667 有価証券売買等損益 1, 636, 007, 423 △1, 772, 775, 735 派生商品取引等損益 △12, 941, 700 3, 184, 500 その他収益 1, 761 1, 413 営業収益合計 1, 733, 701, 515 △1, 652, 981, 844 営業費用 2記者報酬 11, 361, 019 8, 638, 304 委託者報酬 159, 054, 111 120, 936, 140 その他費用 567, 928 431, 794 営業費用合計 170, 983, 058 130, 006, 238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082 当期純利益金額又は経常損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082	期別	第7期	第8期
科目 金額 金額 営業収益 110, 201, 130 115, 989, 311 受取配当金 110, 201, 130 115, 989, 311 受取利息 432, 901 618, 667 有価証券売買等損益 1, 636, 007, 423 △1, 772, 775, 735 派生商品取引等損益 △12, 941, 700 3, 184, 500 その他収益 1, 761 1, 413 営業収益合計 1, 733, 701, 515 △1, 652, 981, 844 営業費用 受託者報酬 11, 361, 019 8, 638, 304 委託者報酬 159, 054, 111 120, 936, 140 その他費用 567, 928 431, 794 営業費用合計 170, 983, 058 130, 006, 238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082 経常利益金額又は経常損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082		自 平成18年6月13日	自 平成19年6月12日
対している 対し		至 平成19年6月11日	至 平成20年6月11日
受取配当金 110, 201, 130 115, 989, 311 受取利息 432, 901 618, 667 有価証券売買等損益 1, 636, 007, 423 △1, 772, 775, 735 派生商品取引等損益 △12, 941, 700 3, 184, 500 その他収益 1, 761 1, 413 営業収益合計 1, 733, 701, 515 △1, 652, 981, 844 営業費用 受託者報酬 11, 361, 019 8, 638, 304 委託者報酬 159, 054, 111 120, 936, 140 その他費用 567, 928 431, 794 営業費用合計 170, 983, 058 130, 006, 238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1, 562, 718, 457 △1, 782, 988, 082	科目	金額	金額
受取利息 432,901 618,667 有価証券売買等損益 1,636,007,423 △1,772,775,735 派生商品取引等損益 △12,941,700 3,184,500 その他収益 1,761 1,413 営業収益合計 1,733,701,515 △1,652,981,844 営業費用	営業収益		
有価証券売買等損益 1,636,007,423 △1,772,775,735 派生商品取引等損益 △12,941,700 3,184,500 その他収益 1,761 1,413 営業収益合計 1,733,701,515 △1,652,981,844 営業費用 受託者報酬 11,361,019 8,638,304 委託者報酬 159,054,111 120,936,140 その他費用 567,928 431,794 営業費用合計 170,983,058 130,006,238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	受取配当金	110, 201, 130	115, 989, 311
派生商品取引等損益	受取利息	432, 901	618, 667
その他収益 1,761 1,413 営業収益合計 1,733,701,515 △1,652,981,844 営業費用 受託者報酬 11,361,019 8,638,304 委託者報酬 159,054,111 120,936,140 その他費用 567,928 431,794 営業費用合計 170,983,058 130,006,238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	有価証券売買等損益	1, 636, 007, 423	$\triangle 1,772,775,735$
営業収益合計 1,733,701,515 △1,652,981,844 営業費用 受託者報酬 11,361,019 8,638,304 季託者報酬 159,054,111 120,936,140 その他費用 567,928 431,794 営業費用合計 170,983,058 130,006,238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	派生商品取引等損益	△12, 941, 700	3, 184, 500
営業費用 受託者報酬	その他収益	1,761	1, 413
受託者報酬 11,361,019 8,638,304 委託者報酬 159,054,111 120,936,140 その他費用 567,928 431,794 営業費用合計 170,983,058 130,006,238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 経常利益金額又は経常損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	営業収益合計	1, 733, 701, 515	\triangle 1, 652, 981, 844
委託者報酬 159,054,111 120,936,140 その他費用 567,928 431,794 営業費用合計 170,983,058 130,006,238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 経常利益金額又は経常損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	営業費用		
その他費用 567,928 431,794 営業費用合計 170,983,058 130,006,238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 経常利益金額又は経常損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	受託者報酬	11, 361, 019	8, 638, 304
営業費用合計 170,983,058 130,006,238 営業利益金額又は営業損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 経常利益金額又は経常損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	委託者報酬	159, 054, 111	120, 936, 140
営業利益金額又は営業損失金額 (△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 経常利益金額又は経常損失金額 (△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	その他費用	567, 928	431, 794
経常利益金額又は経常損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082 当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	営業費用合計	170, 983, 058	130, 006, 238
当期純利益金額又は当期純損失金額(△) 1,562,718,457 △1,782,988,082	営業利益金額又は営業損失金額(△)	1, 562, 718, 457	△1, 782, 988, 082
Jun Bren (1) A. Che, S. Ale Hart Cheefel, M. A. June A. man June	経常利益金額又は経常損失金額(△)	1, 562, 718, 457	$\triangle 1,782,988,082$
一 如 優 公) で 伴 る 坐 期 幼 利 大 入 類 八 刑 類	当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	1, 562, 718, 457	$\triangle 1,782,988,082$
市時於10年7日對於中國主義的自己的 366,949,779 —	一部解約に伴う当期純利益金額分配額	366, 949, 779	
一部解約に伴う当期純損失金額分配額 – 123,955,111	一部解約に伴う当期純損失金額分配額	_	123, 955, 111
期首剰余金 935, 798, 239 916, 183, 223	期首剰余金	935, 798, 239	916, 183, 223
剰余金増加額 462,722,014 111,898,712	剰余金増加額	462, 722, 014	111, 898, 712
当期追加信託に伴う剰余金増加額 462,722,014 111,898,712	当期追加信託に伴う剰余金増加額	462, 722, 014	111, 898, 712
剰余金減少額 331, 958, 173 162, 367, 686	剰余金減少額	331, 958, 173	162, 367, 686
当期一部解約に伴う剰余金減少額 331, 958, 173 162, 367, 686	当期一部解約に伴う剰余金減少額	331, 958, 173	162, 367, 686
分配金 1,346,147,535 —	分配金	1, 346, 147, 535	_
期末剰余金又は期末欠損金(△) 916, 183, 223 △793, 318, 722	期末剰余金又は期末欠損金(△)	916, 183, 223	△793, 318, 722

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(<i>\$2</i> 5 € ++0
<u>判</u>	第7期	第8期
	自 平成18年6月13日	自 平成19年6月12日
科目	至 平成19年6月11日	至 平成20年6月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	原則として時価で評価しており	(1)株式 同左
	ます。 時価評価にあたっては、市場価額 のある有価証券についてはその最終 相場(計算日に最終相場のない場合 には、直近の日の最終相場)で評価 しております。 (2) 先物取引 国内先物の評価においては、取引 所の発表する計算日の清算値段又は 証拠金算定基準値段を用いておりま す。	(2) 先物取引 国内先物の評価においては、金融 商品取引所の発表する計算日の清算 値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の 配当落ち日において、その金額が確 定しているものについては当該金 額、未だ確定していない場合は予想 配当金額の90%を計上し、残額につ いては入金時に計上しております。	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額 又は予想配当金額を計上しております。 ただし、平成19年6月30日以前に計上(平成19年7月1日以降に更新されたものを除く)した受取配当金については、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。
3. その他	(2)有価証券売買等損益、派生商品 取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの計算期間は前期末 が休日のため、平成18年6月13日から 平成19年6月11日までとなっており ます。	(2)有価証券売買等損益、派生商品 取引等損益の計上基準 同左 当ファンドの計算期間は平成19 年6月12日から平成20年6月11日まで となっております。

(貸借対照表に関する注記)

第7期		第8期	Я
(平成19年6月11日現在)		(平成20年6月	11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数		1. 計算期間の末日における受	益権の総数
8	3, 413, 422, 098 □		8, 301, 143, 032 □
		2. 投資信託財産計算規則第55	条の6第1項第10号に規定す
		る額	
		元本の欠損	793, 318, 722円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 計算期間の末日における1単	色位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額	1.1089円	1口当たり純資産額	0.9044円
(10,000口当たり純資産額	11,089円)	(10,000口当たり純資産額	9,044円)

1万口当たり分配金額

収益分配金金額

Н

 $I = F \times$

H/10,000

(損益及び剰余金計算書に関する注記)					
	第7期		第8期		
自 平成	18年6月	13 目	自 平成 19 年 6 月 12 日		
至 平成 19 年 6 月 11 日			至 平成 20 年 6 月 11 日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
計算期末における分配対象金額 2,262,330,758 円 (1			該当事項はありません。		
万口当たり 2,688 円)	のうち、	1,346,147,535 円(1			
万口当たり 1,600円)					
項目					
費用控除後の配当等 収益額	A	85, 939, 710 円			
費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券 売買等損益額	В	1, 109, 828, 968 円			
収益調整金額	С	578, 689, 011 円			
分配準備積立金額	D	487, 873, 069 円			
当ファンドの分配対 象収益額	E = A + B + C + D	2, 262, 330, 758 円			
当ファンドの期末残 存口数	F	8, 413, 422, 098 🏻			
1万口当たり収益分配 対象額	G=E/ F× 10,000	2,688円			

1,600円

1, 346, 147, 535 円

(関連当事者との取引に関する注記)

第7期(自 平成18年6月13日 至 平成19年6月11日) 該当事項はありません。

第8期(自 平成19年6月12日 至 平成20年6月11日) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第7期(自 平成18年6月13日 至 平成19年6月11日) 該当事項はありません。

第8期(自 平成19年6月12日 至 平成20年6月11日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第7期		第8期	
自 平成18年6月13日		自 平成19年6月12日	
至 平成19年6月11日		至 平成20年	6月11日
期首元本額	9, 108, 802, 918円	期首元本額	8, 413, 422, 098円
期中追加設定元本額	2, 453, 895, 358円	期中追加設定元本額	1,421,181,249円
期中一部解約元本額 3,149,276,1		期中一部解約元本額	1,533,460,315円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第	7期	第 8	期
	自 平成 18	自 平成 18 年 6 月 13 日		年6月12日
	至 平成 19	年6月11日	至 平成 20 年	年6月11日
種類	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
株式	8, 947, 972, 400	1, 045, 937, 551	7, 438, 275, 200	$\triangle 666, 028, 962$
合 計	8, 947, 972, 400	1, 045, 937, 551	7, 438, 275, 200	$\triangle 666, 028, 962$

3. デリバティブ取引関係

第7期(自 平成18年6月13日 至 平成19年6月11日) 該当事項はありません。

第8期(自 平成19年6月12日 至 平成20年6月11日) 該当事項はありません。

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年6月11日現在)

) Z . (P)	NA LT	 	評価客	(千)以20 年 0月11日9 頁(円)	
通貨	銘柄	株式数	単価	金額	備考
日本円	日本たばこ産業	261	475, 000. 00	123, 975, 000	
	住友化学	193,000	712.00	137, 416, 000	
	信越化学工業	34, 300	6, 690. 00	229, 467, 000	
	日立化成工業	56, 400	2, 220. 00	125, 208, 000	
	富士フイルムホールディングス	35,600	4, 020. 00	143, 112, 000	
	資生堂	53,000	2, 500. 00	132, 500, 000	
	塩野義製薬	94,000	2, 115. 00	198, 810, 000	
	第一三共	43,600	2, 975. 00	129, 710, 000	
	新日本製鐵	452,000	649.00	293, 348, 000	
	住友金属鉱山	77,000	1, 668. 00	128, 436, 000	
	小松製作所	47,000	3, 130. 00	147, 110, 000	
	タダノ	150,000	1, 231. 00	184, 650, 000	
	東芝	259, 000	911.00	235, 949, 000	
	アルバック	58, 500	4, 200. 00	245, 700, 000	
	ソニー	58,000	5, 280. 00	306, 240, 000	
	日本マイクロニクス	42, 200	3, 900. 00	164, 580, 000	
	ファナック	15, 700	11, 400. 00	178, 980, 000	
	キヤノン	21,800	5, 520. 00	120, 336, 000	
	トヨタ自動車	51,600	5, 550. 00	286, 380, 000	
	日野自動車	218,000	713.00	155, 434, 000	
	本田技研工業	32,800	3, 800. 00	124, 640, 000	
	スズキ	66, 200	2, 700.00	178, 740, 000	
	テルモ	30, 100	5, 310. 00	159, 831, 000	
	ニコン	61,000	3, 570. 00	217, 770, 000	
	任天堂	4,000	56, 500. 00	226, 000, 000	
	東日本旅客鉄道	327	798, 000. 00	260, 946, 000	
	川崎汽船	104, 000	1,096.00	113, 984, 000	
	KDDI	230	676, 000. 00	155, 480, 000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1, 107	157, 000. 00	173, 799, 000	
	ソフトバンク	116, 900	1, 900. 00	222, 110, 000	
	三井物産	83,000	2, 385. 00	197, 955, 000	
	三菱商事	39,000	3, 490. 00	136, 110, 000	
	セブン&アイ・ホールディングス	64, 500	3, 290. 00	212, 205, 000	
	ヤマダ電機	19, 360	8, 100. 00	156, 816, 000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	137, 100	1, 056. 00	144, 777, 600	
	三井住友フィナンシャルグループ	379	890, 000. 00	337, 310, 000	
	みずほフィナンシャルグループ	461	549, 000. 00	253, 089, 000	
	オリックス	13, 910	18, 760. 00	260, 951, 600	
·	三井不動産	57,000	2, 345. 00	133, 665, 000	-
	三菱地所	41,000	2, 555. 00	104, 755, 000	
小計	銘柄数:40			7, 438, 275, 200	
	組入時価比率:99.1%			100%	
				7, 438, 275, 200	
合計	銘柄数: 40			7, 438, 275, 200 100% 7, 438, 275, 200	_

⁽注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成20年7月末日)

I	資産総額	6, 852, 181, 556	円
Π	負債総額	32, 041, 493	円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	6, 820, 140, 063	円
IV	発行済口数	8, 203, 184, 271	П
V	1万口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	8, 314	円

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成12年6月16日~平成13年	年6月11日) 25,426,967,402	5, 758, 313, 635
第2期計算期間(平成13年6月12日~平成14年	年6月11日) 4,425,286,674	3, 531, 438, 684
第3期計算期間(平成14年6月12日~平成15年	年6月11日) 1,359,097,007	1, 975, 903, 118
第4期計算期間(平成15年6月12日~平成16年	年6月11日) 4,321,567,412	8, 799, 703, 430
第5期計算期間(平成16年6月12日~平成17年	年6月13日) 3,354,674,964	3, 571, 258, 542
第6期計算期間(平成17年6月14日~平成18年	年6月12日) 5,031,091,845	11, 173, 264, 977
第7期計算期間(平成18年6月13日~平成19年	年6月11日) 2,453,895,358	3, 149, 276, 178
第8期計算期間(平成19年6月12日~平成20年	年6月11日) 1,421,181,249	1, 533, 460, 315



